

令和7年度
(2025年度)

予算概要



播磨町

— 目 次 —

1	令和7年度各会計予算総括表	1
2	一般会計款別集計表	
	(1) 歳入	2
	(2) 歳出	3
3	一般会計性質別集計表	4
4	一般会計予算額構成表（円グラフ）	
	(1) 歳入款別	5
	(2) 歳入税目別	5
	(3) 歳出款別	6
	(4) 歳出性質別	6
5	一般会計予算額の推移（棒グラフ）	
	(1) 歳入款別	7
	(2) 歳入税目別	7
	(3) 歳出性質別	8
	(4) 町債現在高	8
6	施策体系別主要事業	9 ~ 15
7	個別事業概要説明	16 ~ 85

1 令和7年度各会計予算総括表

単位(千円)

区分 会計名		令和7年度 予算額 (A)	令和6年度 予算額 (B)	比較(C) (A)-(B)	増減率 (C)÷(B) %
一般会計		14,208,154	13,065,841	1,142,313	8.7
特別 会計	国民健康保険事業	3,420,765	3,486,825	△ 66,060	△ 1.9
	財産区	1,260,957	1,276,283	△ 15,326	△ 1.2
	介護保険事業	3,243,818	3,053,973	189,845	6.2
	後期高齢者医療事業	601,680	567,061	34,619	6.1
	合計	8,527,220	8,384,142	143,078	1.7
企業 会計	水道事業会計	1,419,734	1,333,662	86,072	6.5
	下水道事業会計	2,373,468	2,208,879	164,589	7.5
	合計	3,793,202	3,542,541	250,661	7.1
総計		26,528,576	24,992,524	1,536,052	6.1

2 一般会計款別集計表

(1) 歳入

単位(千円)

区分 科目(款)	令和7年度		令和6年度		比較(C) (A)-(B)	増減率 (%) (C)/(B)
	予算額(A)	構成比	予算額(B)	構成比		
01 町 税	5,894,280	41.5	5,684,507	43.5	209,773	3.7
02 地 方 譲 与 税	114,872	0.8	109,689	0.8	5,183	4.7
03 利 子 割 交 付 金	8,320	0.1	2,620	0.0	5,700	217.6
04 配 当 割 交 付 金	45,780	0.3	40,310	0.3	5,470	13.6
05 株式等譲渡所得割交付金	73,070	0.5	47,940	0.4	25,130	52.4
06 法 人 事 業 税 交 付 金	70,290	0.5	66,150	0.5	4,140	6.3
07 地 方 消 費 税 交 付 金	844,731	6.0	771,952	5.9	72,779	9.4
08 環 境 性 能 割 交 付 金	18,891	0.1	16,277	0.1	2,614	16.1
09 地 方 特 例 交 付 金	68,572	0.5	68,791	0.5	△ 219	△ 0.3
10 地 方 交 付 税	1,670,100	11.8	1,295,100	9.9	375,000	29.0
11 交通安全対策特別交付金	4,232	0.0	4,225	0.0	7	0.2
12 分 担 金 及 び 負 担 金	1,881	0.0	34,827	0.3	△ 32,946	△ 94.6
13 使 用 料 及 び 手 数 料	94,052	0.7	85,448	0.7	8,604	10.1
14 国 庫 支 出 金	2,289,594	16.1	1,775,730	13.6	513,864	28.9
15 県 支 出 金	1,100,257	7.8	1,039,574	8.0	60,683	5.8
16 財 産 収 入	72,090	0.5	62,714	0.5	9,376	15.0
17 寄 附 金	5,106	0.0	2,106	0.0	3,000	142.5
18 繰 入 金	1,084,322	7.6	1,131,381	8.7	△ 47,059	△ 4.2
19 繰 越 金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
20 諸 収 入	487,413	3.4	337,199	2.6	150,214	44.5
21 町 債	260,300	1.8	489,300	3.7	△ 229,000	△ 46.8
合 計	14,208,154	100.0	13,065,841	100.0	1,142,313	8.7

(2) 歳出

単位(千円)

区分 科目(款)	令和7年度		令和6年度		比較(C) (A)-(B)	増減率(%) (C)/(B)
	予算額(A)	構成比	予算額(B)	構成比		
01 議会費	126,243	0.9	133,607	1.0	△ 7,364	△ 5.5
02 総務費	1,801,176	12.7	1,700,665	13.0	100,511	5.9
03 民生費	5,818,425	40.9	5,044,052	38.6	774,373	15.4
04 衛生費	923,375	6.5	873,443	6.7	49,932	5.7
05 労働費	20,086	0.1	19,596	0.1	490	2.5
06 農林水産業費	213,926	1.5	216,926	1.7	△ 3,000	△ 1.4
07 商工費	51,731	0.4	56,502	0.4	△ 4,771	△ 8.4
08 土木費	1,335,544	9.4	1,185,971	9.1	149,573	12.6
09 消防費	535,548	3.8	519,915	4.0	15,633	3.0
10 教育費	2,264,605	15.9	2,293,206	17.6	△ 28,601	△ 1.2
11 災害復旧費	0	0.0	0	0.0	0	0.0
12 公債費	1,087,495	7.7	991,958	7.6	95,537	9.6
13 諸支出金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
14 予備費	30,000	0.2	30,000	0.2	0	0.0
合計	14,208,154	100.0	13,065,841	100.0	1,142,313	8.7

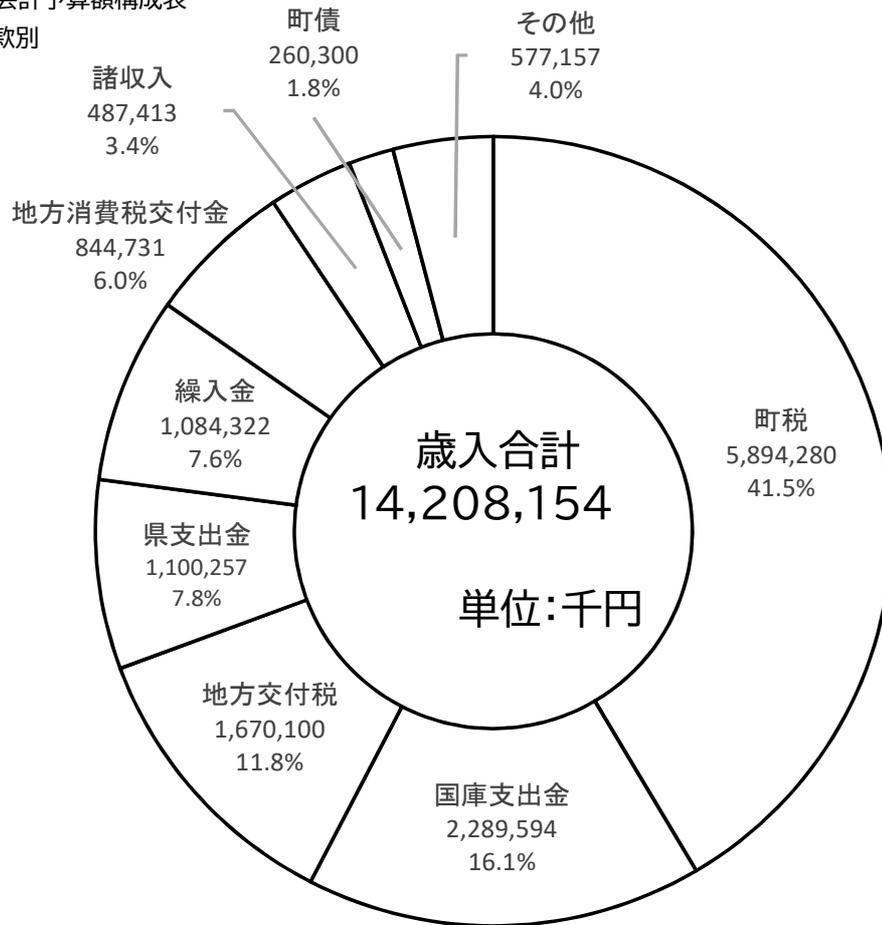
3 一般会計性質別集計表

単位(千円)

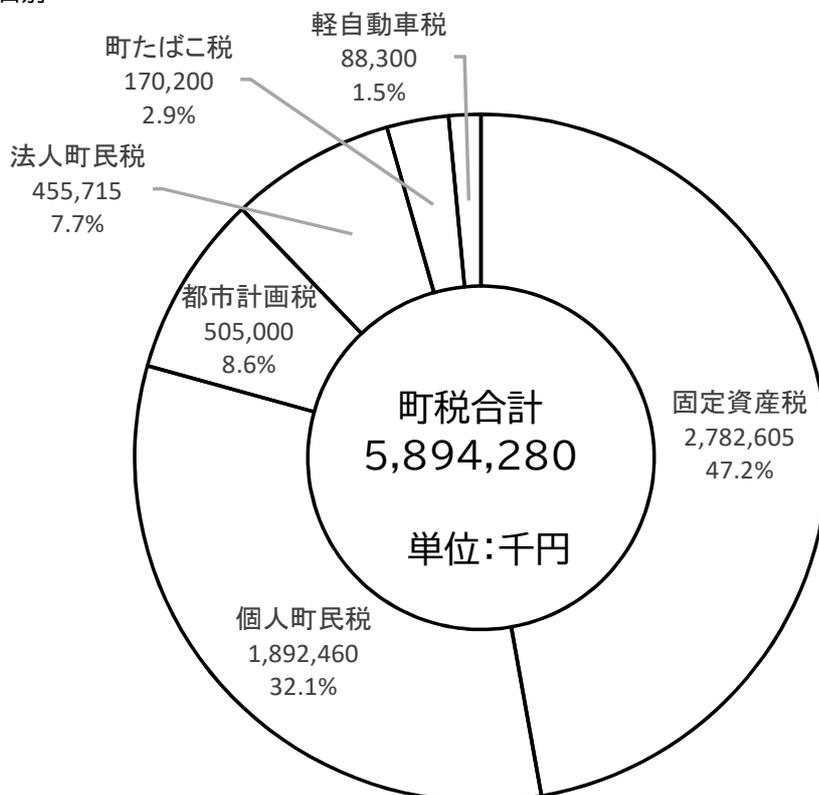
区 分 性 質	令和7年度		令和6年度		比 較(C) (A)-(B)	増減率 (%) (C)/(B)
	予算額(A)	構成比	予算額(B)	構成比		
01 人 件 費	2,407,900	16.9	2,299,896	17.6	108,004	4.7
02 物 件 費	3,093,647	21.8	2,567,561	19.7	526,086	20.5
03 維 持 補 修 費	34,843	0.2	40,198	0.3	△ 5,355	△ 13.3
04 扶 助 費	3,417,367	24.1	2,980,373	22.8	436,994	14.7
05 補 助 費 等	1,593,321	11.2	1,548,308	11.9	45,013	2.9
06 公 債 費	1,087,495	7.7	991,958	7.6	95,537	9.6
07 積 立 金	24,632	0.2	15,711	0.1	8,921	56.8
08 投資及び出資金	93,559	0.7	128,752	1.0	△ 35,193	△ 27.3
09 貸 付 金	5,216	0.0	5,924	0.0	△ 708	△ 12.0
10 繰 出 金	1,291,985	9.1	1,278,991	9.8	12,994	1.0
11 普通建設事業費	1,128,189	7.9	1,178,169	9.0	△ 49,980	△ 4.2
(1) 補助事業費	422,916	3.0	471,530	3.6	△ 48,614	△ 10.3
(2) 単独事業費	705,273	5.0	706,639	5.4	△ 1,366	△ 0.2
12 災害復旧事業費	0	0.0	0	0.0	0	0.0
13 予 備 費	30,000	0.2	30,000	0.2	0	0.0
合 計	14,208,154	100.0	13,065,841	100.0	1,142,313	8.7

4 一般会計予算額構成表

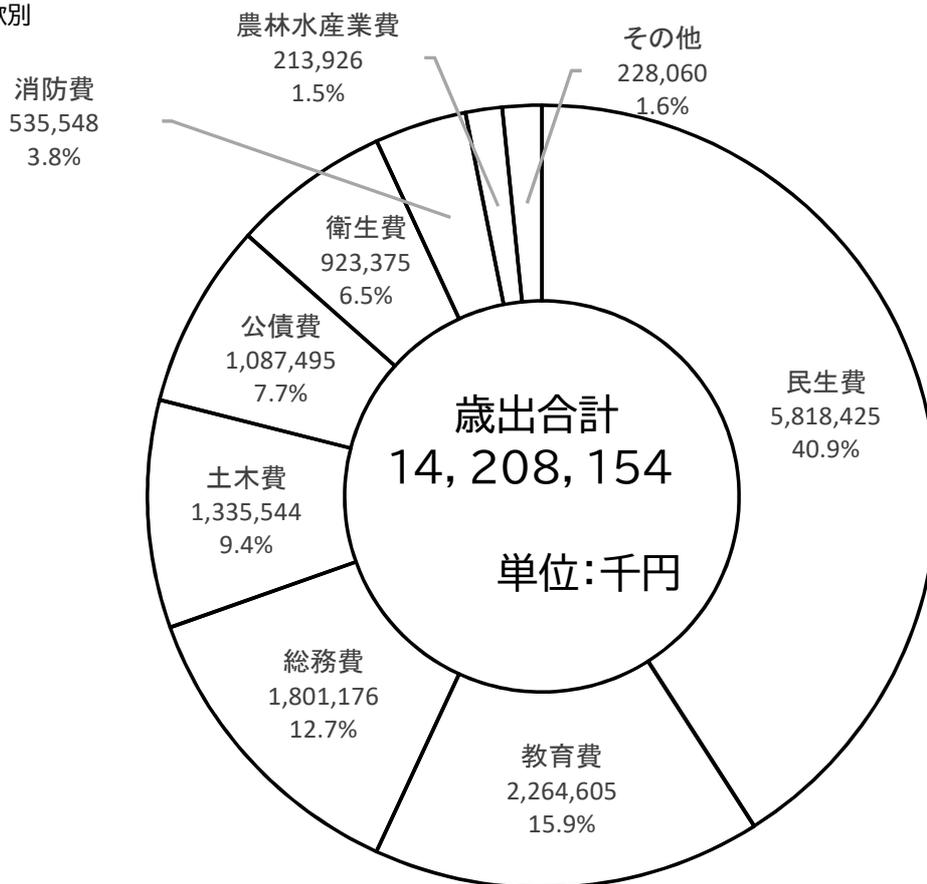
(1) 歳入款別



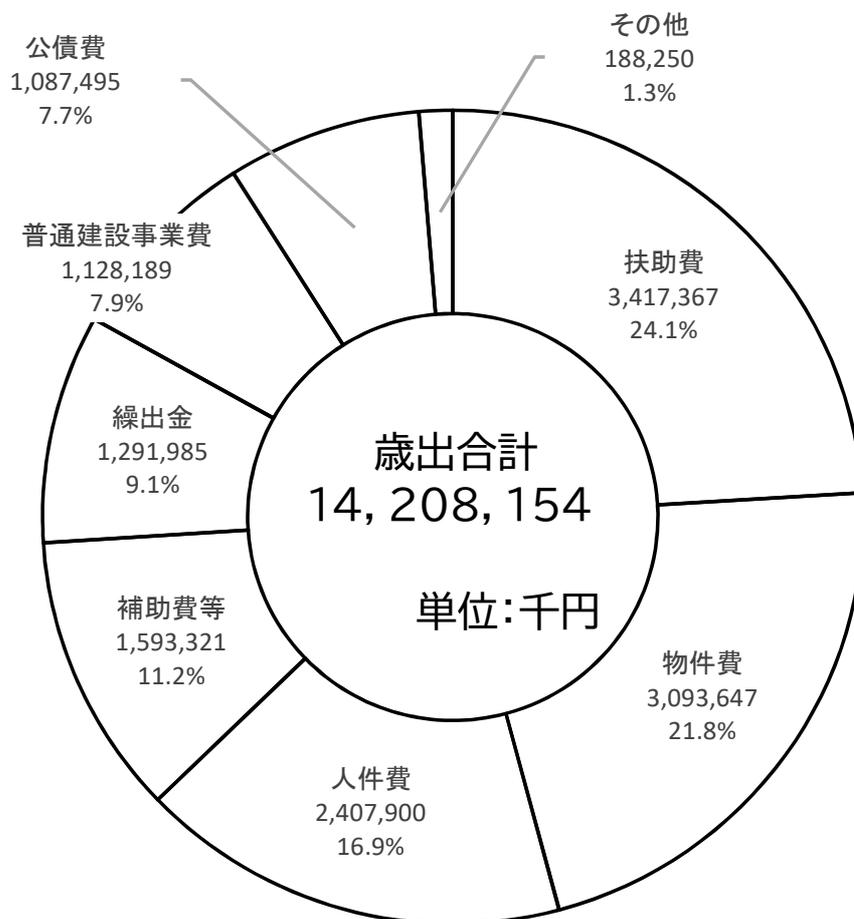
(2) 歳入税目別



(3)歳出款別

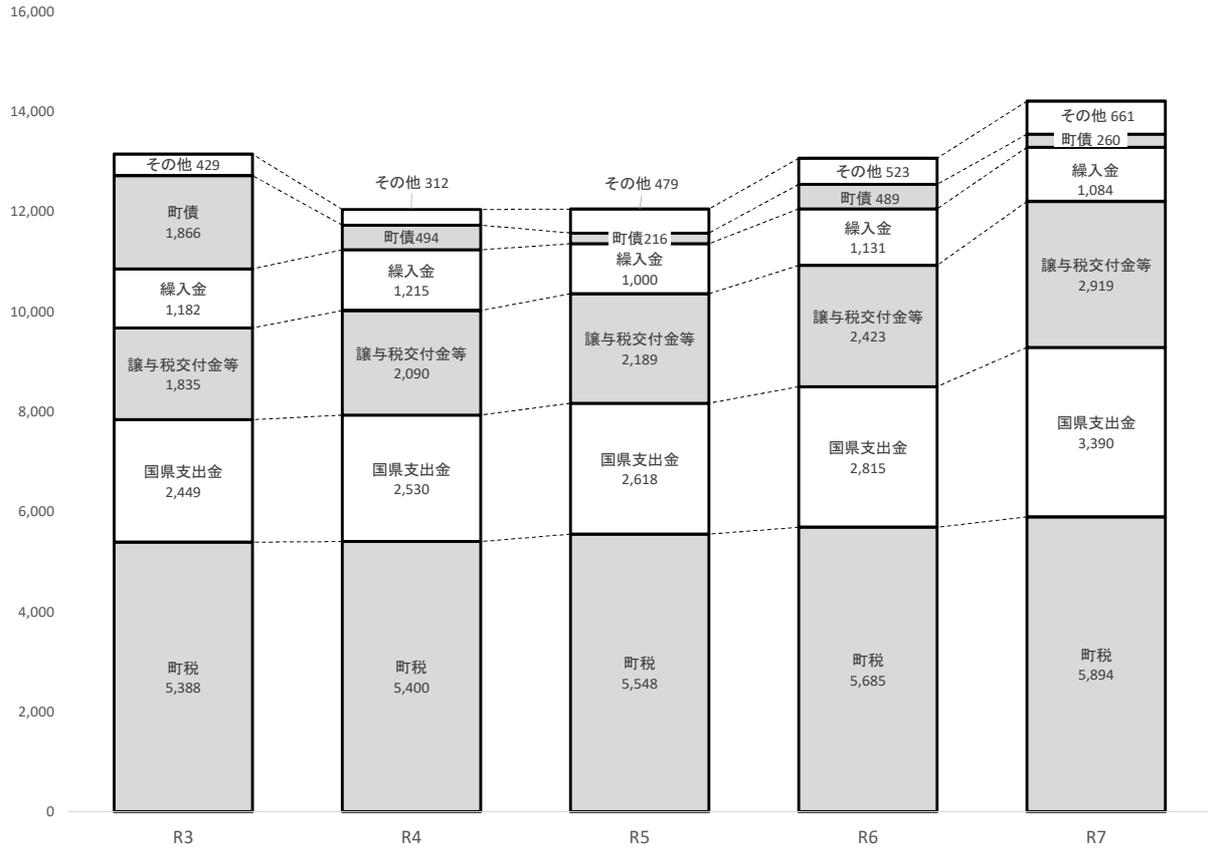


(4)歳出性質別



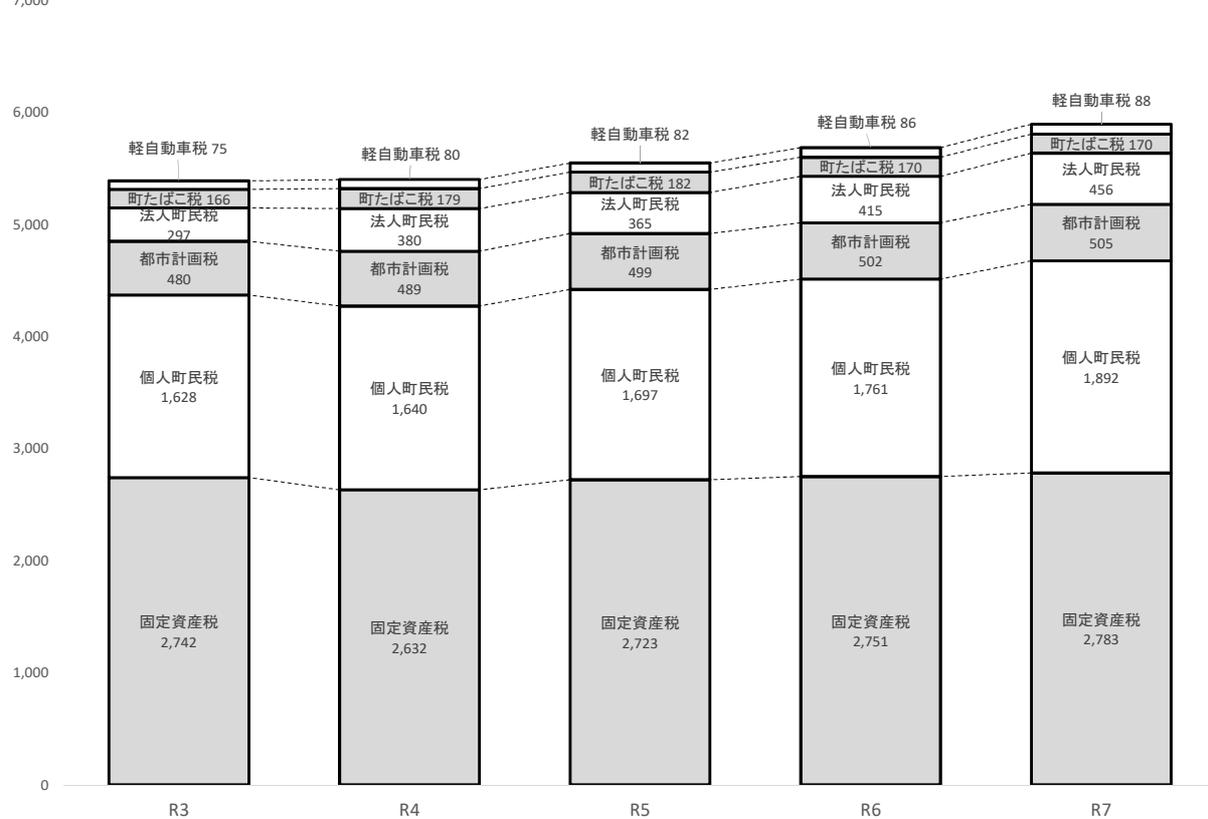
5 一般会計予算額の推移
(1) 歳入款別

単位(百万円)



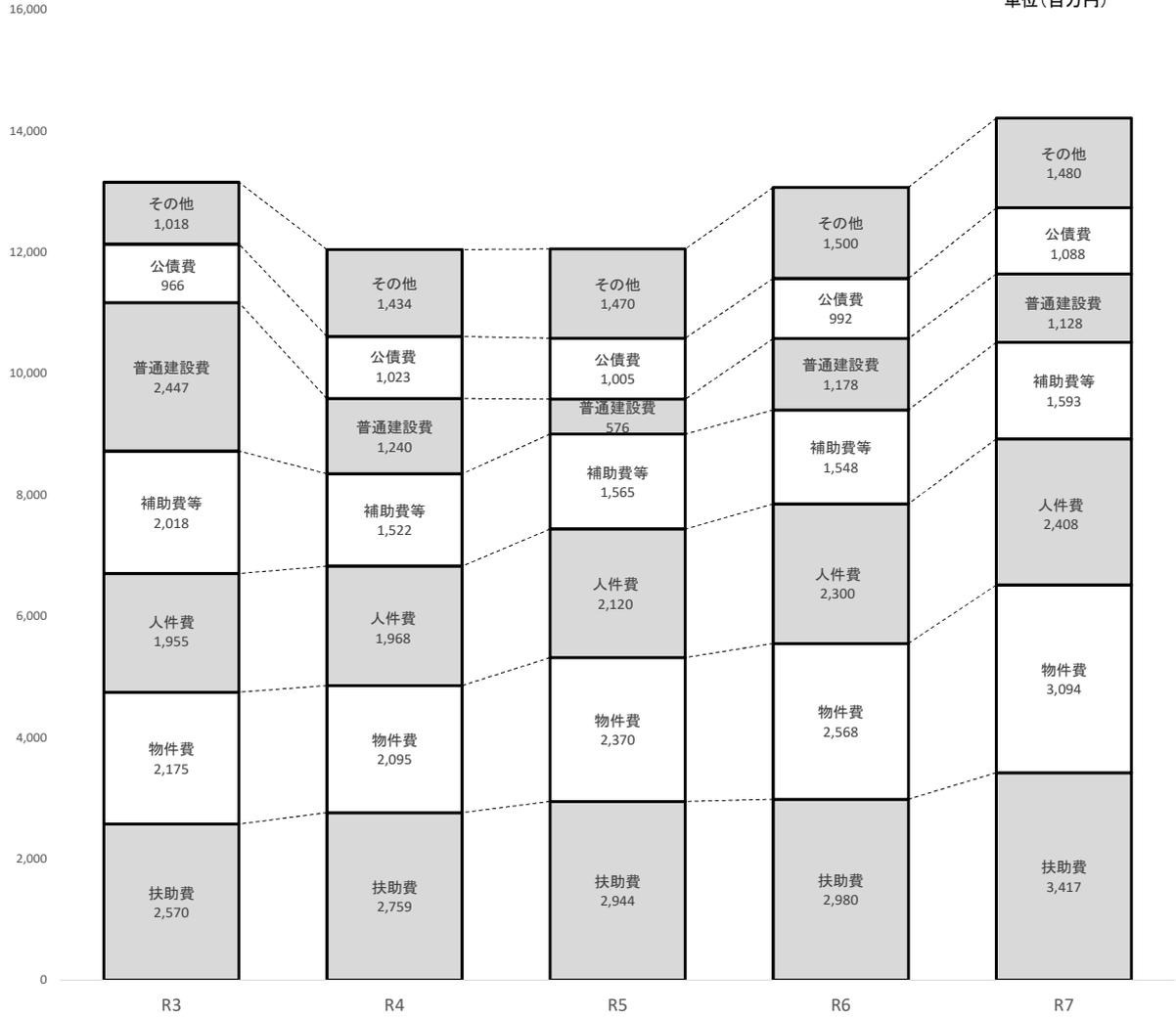
(2) 歳入税目別

単位(百万円)



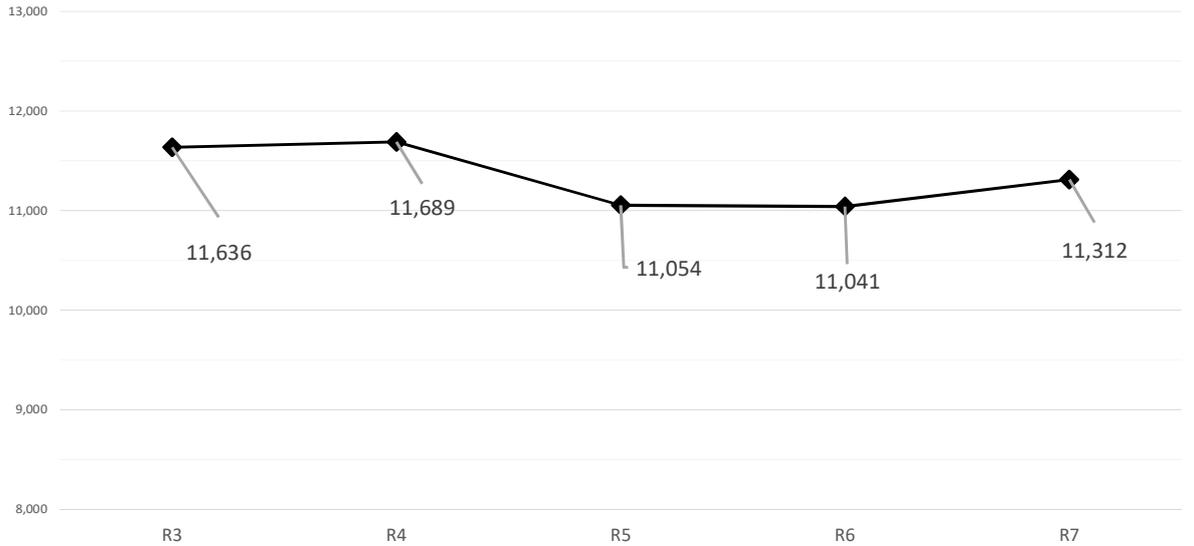
(3)歳出性質別

単位(百万円)



(4)一般会計町債現在高

単位(百万円)



6 施策体系別主要事業

1 誰もが安心して安全に暮らせるふるさと

安心して暮らせるまちへ〈保健・福祉〉

福祉の拠点『総合福祉センター』の機能拡充

総合福祉センターに、相談支援機能を集約し、切れ目のない体制を整えます。

P81	総合相談運営事業	健康福祉課	6,152千円
P83	成年後見センター運営事業	健康福祉課	15,480千円
P97	播磨町児童発達支援センター運営事業	こども課	14,057千円
P220	地域包括支援センター運営事業	保険課(介護特会)	31,968千円

P83 孤独・孤立対策推進事業【新】 健康福祉課 246千円

令和7年4月に立ち上げる「播磨町孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」を基盤として、予防の観点も含めた取組を実施することにより、「誰ひとり取り残されないまち」を目指します。

タクシー料金の助成【継】

助成対象者の社会参加や外出の支援策として、タクシー利用料金の助成を行います。

【助成対象者】

P77	・障がいのある方	健康福祉課	重度心身障害者福祉タクシー料金助成事業	6,846千円
P87	・高齢者等	保険課	高齢者タクシー券交付事業	24,605千円
P103	・妊産婦	こども課	妊産婦応援タクシー事業	1,053千円

P87 高齢者補聴器購入費助成事業【継】 保険課 1,800千円

聴力機能の低下により日常生活に支障が生じている高齢者に対して補聴器購入費用の一部を助成します。

P87 高齢者安全サポート車購入等補助事業【新】 保険課1,500千円

高齢者が安心して自動車を運転し外出できるように、安全運転サポートカーへの乗り換えや、ペダル踏み間違い時の事故抑制機能を有した装置を購入する費用の一部を補助します。

P87 認知症高齢者等個人賠償責任保険事業【新】 保険課 203千円

P77 健康福祉課 障害福祉一般管理事業〔うち52千円〕

認知症の方や障がいのある方が日常生活における偶発の事故により、第三者の身体や財物に損害を与えた場合の賠償金を補償するため、町が個人賠償責任保険に加入し、保険料を負担します。

P85 地域介護施設整備等補助事業【継】 保険課 19,800千円

看護小規模多機能型居宅介護事業の施設整備にあたり、応募事業者に対する施設整備や開設前準備に係る費用の補助を行います。

P85 定期巡回・随時対応サービス事業者参入促進事業【継】 保険課 8,070千円

定期巡回・随時対応型サービスに参集する事業者に対して、一定期間人件費を助成します。

P87 訪問看護師・訪問介護員安全確保離職防止対策事業【継】 保険課 162千円

2人以上の訪問体制が必要なケースについて、同意が得られない場合に、町が加算相当額の一部を補助することで、訪問看護師・訪問介護員の安全確保及び離職防止に努めます。

P87 介護人材確保支援事業【新】 保険課 1,000千円

町内の介護保険事業所又は町内の介護保険事業所に勤務する方を対象に、研修受講料の一部を補助することで、介護従事者のスキルアップを促進し、介護サービスの質の向上を図ります。

- P93 「こどもの権利条例(仮称)」推進事業【新】 こども課 2,422千円
 播磨町こどもの権利条例(仮称)」の令和8年度施行に向けて、子どもを対象とした勉強会やワークショップを実施します。
- P97 播磨町児童発達支援センター運営事業【新】 こども課 14,057千円
 令和8年2月に総合福祉センターにおいて、播磨町児童発達支援センターを開設し、就学前から18歳まで切れ目なく支援を行う体制を構築します。
- P95 みんなの居場所づくり事業【新】 こども課 5,997千円
 学校以外の子どもの居場所として、多世代の居場所づくり活動を推進します。
- P91 乳幼児等医療費助成事業・こども医療費助成事業【継】 保険課 379,651千円
 0歳から高校3年生世代の年度末までの医療費を全額助成します。
- P91 学童保育事業【継】 こども課 83,196千円
 共働き家庭等の児童の放課後の居場所として、各小学校に学童保育所を設置します。また長期休業期間には、播磨幼稚園の遊戯室棟でも学童保育を実施します。
- P91 子育て支援の担い手の育成支援(保育所一般管理事業)【新】 こども課 7,576千円(260千円)
 播磨町で保育や子育て支援事業に携わる人材の育成・確保を目的として、兵庫県主催「子育て支援員研修」の参加費用について、支援を行います。
- P93 託児スペース開設・こども一時預かり事業(児童福祉一般管理事業)【新】 こども課 3,381千円(うち 2,271千円)
 町行事の際に託児スペースを設けます。また、新たに乳児から3歳未満の未就園児を対象とした一時預かり事業を町内3か所で実施します。
- P93 児童福祉施設整備事業【新】 こども課 385,174千円
 保育所待機児童の解消に向けて、令和8年4月から新規開所予定である幼保連携型認定こども園の整備費用に対して、補助を行います。
- P95 保育対策等促進補助事業【継】 こども課 89,614千円
 病児保育・病後児保育・一時預かり・延長保育の実施など、多様な保育ニーズに対応できるよう、保育施設等に対して補助を行います。
- P103 はりま産後サポート事業【継】 こども課 5,301千円
 退院直後の母子に対して、助産師などが心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して子育てができる支援体制を整えます。多胎児加算の自己負担分については、町が負担します。
- P99 歯及び口腔保健対策推進事業(保健推進事業)【拡】 健康福祉課 34,994千円(うち 3,838千円)
 20歳から70歳までの間、5年ごとに、歯周病検診の無料受診券を送付します。また、町内園の年中児・年長児に対して、フッ化物洗口を行います。
- P105 帯状疱疹ワクチンの接種助成【継】
 男性に対する HPV ワクチン接種助成(予防接種事業)【新】 健康福祉課 167,372千円(うち 6,400千円/1,026千円)
 帯状疱疹ワクチンについては、定期接種対象外の方にも接種費用の一部を助成します。また、HPVは子宮頸がんだけでなく、男性においてもがん(肛門がん、中咽頭がんなど)や性感染症を引き起こすことから、新たに小学6年生から高校1年生世代の男性に対して、HPVワクチン接種費用を助成します。

安全に暮らせるまちへ〈防災・防犯〉

P59 見守りカメラ管理運用事業【新】 危機管理課 17,386千円

通学路や学校周辺などを中心に設置した見守りカメラの運用を開始し、犯罪の抑制・事件の早期解決と住民生活の安全確保を図り、安心して安全なまちづくりを推進します。

見守りカメラに設置された検知器を活用した「見守りサービス」【新】

【助成対象者】

P77	・障がいのある方	健康福祉課	障害福祉一般管理事業	〔うち 93 千円〕
P137	・小学校 1 年生	地域学校教育課	青少年健全育成事業	〔うち 1,220 千円〕
P222	・認知症高齢者	保険課(介護特会)	認知症高齢者見守りサービス事業	429 千円

安全な登下校のため、また行方不明時に早期発見・保護ができるよう、BLEタグ（見守りタグ）の利用料を全額助成します。

P57 防犯・交通パトロール事業【継】 危機管理課 290 千円

青色回転灯を装着した疑似パトロールカーで下校時の学校園や通学路を中心に見守り、防犯啓発・交通事故抑止のためのパトロールを行うことにより、犯罪・事故の未然防止を図ります。

P133 災害対策活動事業【拡】 危機管理課 51,315 千円〔うち R7 当初 25,209 千円〕

【繰越】

3年目となる全町的な総合防災訓練を実施するとともに、小学校5年生を対象にした防災教育を行い、未来を担う子どもたちへの更なる啓発を進めます。また、災害備蓄用テントや災害時用簡易水洗式トイレ等の整備を行います。

下水道 マンホールトイレ整備事業【新】 上下水道課 19,000千円

地震災害に備えて、特に重要な給水施設に係る管路について上下水道一体で耐震化を図るとともに、避難所となる4小学校にマンホールトイレを設置するための設計を行います。

P101 災害時医療対策事業【新】 健康福祉課 1,842 千円

災害時でも安定した医療提供体制がとれるよう、医薬品等の備蓄に対する支援を行います。

【繰越】 小・中学校屋内運動場空調設備整備事業【新】 教育総務課 611,274千円

児童生徒が使用するだけでなく、災害時には避難所となる全小・中学校の屋内運動場（体育館）について、夏季の熱中症予防及び避難所としての環境向上を図るため空調設備の整備を行います。

P163 総合体育館大体育室空調設備整備事業【新】 協働推進課 13,552 千円

利用者が快適にスポーツを楽しめる環境整備のため、また避難所としての環境向上を図るため、空調設備の設計を行います。

P75 避難行動要支援者の個別避難計画の作成(要配慮者実態調査事業)【拡】 保険課 790 千円

災害が発生した際に避難の手助けが必要な人（＝避難行動要支援者）を把握し、災害時に支援が行き届くよう個別避難計画の作成を推進します。

水道 水道基幹管路耐震化事業【新】 上下水道課 23,000 千円

住吉橋から土山駅方面への大口径の水道管について、デザイン・ビルド方式により民間のノウハウを活用し、令和7年度から3か年で耐震化工事を行います。

P63 小中学生への消費者教育(消費生活啓発事業)【継】 産業環境課 945 千円

小学5年生と中学2年生を対象とした消費者教育を行います。

2 身近な自然環境と快適な住環境が調和したふるさと

うるおいのあるまちへ〈都市基盤・住環境〉

- P61 太陽光発電・蓄電池システム設置費補助(環境保全事業)【継】
産業環境課 5,558千円(うち4,000千円)
住宅用太陽光発電システム及び住宅用蓄電池システムの設置に要する費用の一部を補助します。
- P61 電気自動車等充電ステーション設置費補助事業【新】 産業環境課 2,000千円
地球温暖化防止対策として、温室効果ガス排出量の削減を推進するため、町内に電気自動車等用充電ステーションを設置する事業者に対して補助を行います。
- P63 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定事業【新】 産業環境課 9,199千円
温室効果ガスの排出量削減等を推進するための総合的な計画である地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を策定します。
- P113 大池改修事業【継】 産業環境課 113,721千円
古宮大池の堤体にある遊歩道の改修工事を行うことにより、水辺空間の保全を図ります。
- P113 上の池取水設備改修事業【新】 産業環境課 38,014千円
播磨幼稚園の園庭拡張事業及び道路改良事業により変更される池の状況に応じて、上の池への流入経路や取水施設の改良、及び底樋の移設を行います。
- P119 自転車ネットワーク計画策定(土木一般管理事業)【新】
土木課 35,465千円(うち10,637千円)
安全で快適な自転車走行環境の効果的、効率的な整備を目的に、自転車ネットワーク計画を策定します。
- P121 道路新設改良事業【新】 土木課 9,544千円
町道古宮川端線の未整備区間の道路改良を行うため、測量及び設計を行います。
- P125 都市計画変更業務委託事業【継】 都市計画課 21,928千円(うちR7当初9,509千円)
【繰越】 立地適正化計画策定
播磨町にふさわしい都市機能の強化と居住を含む都市の活動を誘導し、中長期的な将来を見据えた持続的な都市経営を実現することにより、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるために、令和6年度からの2か年で、立地適正化計画を策定します。
町東側調整区域土地利用検討
令和6年度に検討した土地利用構想をもとに、町東側の市街化調整区域の活力維持・向上を図るための土地利用について、引き続き検討を行います。
- P127 土山駅北地区まちづくり事業【継】 都市計画課 58,573千円(うちR7当初42,953千円)
【繰越】 令和6年度に住民の皆様とともに作成した「整備誘導計画案」と「整備プログラム」に基づき、「まちづくり基本計画」の作成を行います。
- P127 北古田周辺地区まちづくり事業【新】 都市計画課 12,211千円
町西側の市街化調整区域全域の市街化区域編入を目指し、令和6年度のアンケート調査、勉強会を踏まえ、まちづくり基本構想の策定を行います。
- P125 空家等対策事業【拡】 都市計画課 15,856千円
所有者が不明な空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法の改正により追加された民法の特例規定を活用した対応を進めます。

- P129 大池広場整備(都市公園新設改修事業)【新】 土木課 92,388千円〔うち12,896千円〕
 令和6年度に住民の皆様とともに作成した基本計画をもとに、都市公園として整備するための設計を行います。
- 下水道 浜田雨水ポンプ場整備事業【継】 上下水道課 640,000千円
 浸水被害を防止するため、3か年で建設中の浜田雨水ポンプ場を令和7年度に完成させて、令和8年度から運用を開始します。

活力のあるまちへ〈産業・就業〉

- P109 奨学金返済支援制度(労働行政運営事業)【新】 産業環境課 6,819千円〔うち600千円〕
 町内中小企業の人材確保や若年層の町内就職及び定着を促進するため、若手社員の奨学金返済制度を構築する中小企業を、兵庫県と協調して支援します。
- P115 漁業就業支援制度(水産業振興事業)【新】 産業環境課 9,558千円〔うち4,500千円〕
 播磨町漁協と連携して、新規組合員の就業開始以後の経営確立を支援することにより、漁業者の定着促進と水産業の活性化を図ります。
- P115 空き店舗等活用支援事業補助金(商工業振興事業)【継】 産業環境課 38,324千円〔うち2,900千円〕
 町内の空き家、空き店舗等を活用して新規出店する事業所に対し、改修費用などの一部を補助します。
- P115 中小企業融資制度信用保証料の一部負担(商工業振興事業)【新】 産業環境課 38,324千円〔うち2,000千円〕
 播磨町商工会、金融機関と連携し、小規模事業者の経営指導や設備・運転資金供給を伴走支援し、事業者の経営発達を目指します。
- P117 住宅リフォーム助成事業【継】 産業環境課 8,000千円
 町内業者の施工による住宅リフォームに対して助成を行います。
- P117 地元食材給食事業【継】 産業環境課 2,541千円
 子どもの地産地消の意識醸成を図るため、地元産品や加工品を、学校給食の食材として提供します。
- P117 ふるさと納税推進事業【継】 産業環境課 2,759千円
 町内の事業者等と連携しながら、魅力ある返礼品の充実に取り組み、ふるさと納税ポータルサイトを通じて全国の寄附者へPRすることにより、事業者の販路拡大を支援します。

3 多様な個性と夢をみんなでつなぐふるさと

人を育むまちへ〈教育・文化〉

- P83 人権尊重まちづくり推進事業【新】 健康福祉課 7,449千円
 人権が尊重され、多様性を認めあう社会の実現に向けて、人権施策を総合的に推進するため、人権推進室や人権相談専用ダイヤルを設置します。
- P157 パートナーシップ制度の普及啓発(男女共同参画推進事業)【拡】 協働推進課 267千円
 令和6年度に導入したパートナーシップ制度の普及啓発を行います。

- P139 「漢字検定」「英語検定」「数学検定」受検料の助成(学力向上推進事業)【継】
 地域学校教育課 2,904千円(うち882千円)
 学力向上や家庭における学習習慣の定着を図るため各受検料の半額を助成します。
- P139 子ども支援事業【継】
 地域学校教育課 4,002千円
 令和6年度に設置した「播磨町こども支援センター」を核として、生徒指導関係、不登校関係、発達(子育て)関係の支援を、部署横断的に取り組みます。
- P139 学校情報化推進事業【拡】
 地域学校教育課 128,040千円
 児童生徒等タブレット端末にデジタル教材や電子新聞を配備します。また、各学校での取組みがわかりやすいホームページを作成します。
- P141 2025 大阪・関西万博児童生徒校外学習事業【新】
 地域学校教育課 11,116千円
 兵庫県の「万博子ども招待プロジェクト」を活用し、小学6年生と中学生全員が、校外学習として、2025大阪・関西万博を訪問します。
- P147 こどもの思い具現化事業補助金(中学校教育振興事業)【継】
 地域学校教育課 7,817千円(うち1,000千円)
 学校生活における中学生の熱い思いを、生徒総会や中学生議会などを経て具現化していくための補助金を交付します。
- P149 中学校部活動地域展開推進事業【拡】
 地域学校教育課 30,524千円
 中学校部活動地域展開支援事業【新】
 地域学校教育課 4,569千円
 令和7年度末までの休日部活動地域展開完全実施に向けて、生徒がやりがいをもって活動できる活動組織の構築を進めます。
- P147 中学校のウォーターサーバー更新(中学校備品整備事業)【新】
 教育総務課 7,078千円(うち1,758千円)
 生徒に冷たい飲料水を提供できるよう、中学校のウォーターサーバーを更新します。
- P147 播磨南中学校西校舎大規模改造事業【新】
 緑越 教育総務課 440,770千円(うちR7当初6,212千円)
 播磨南中学校西校舎を令和6年度から3か年かけて、全面的に改修し、安全で快適な学習環境の充実を図ります。令和7年度は西校舎南側の全面改修と屋上防水工事を実施します。
- P157 東部コミュニティセンター整備事業【継】
 緑越 協働推進課 830,353千円(うちR7当初42,342千円)
 令和8年度の供用開始に向けて、令和6年度から令和7年度にかけて、建設工事を実施します。また、必要な備品等を整備します。
- P163 学校給食事業【継】
 教育総務課 354,837千円
 小中学校の学校給食について、同一世帯に3人以上子どもがいる場合、年齢に関係なく3人目以降の給食費を無償化します。
- P165 幼稚園給食配膳室整備事業【新】
 教育総務課 144,595千円
 令和8年度から播磨幼稚園と蓮池幼稚園で給食を実施するため、配膳室を整備する工事を行います。
- P159 市街化調整区域(北古田周辺地区)文化財発掘調査事業【新】
 郷土資料館 2,965千円
 市街化調整区域である北古田周辺地区において、今後計画されている都市開発実施前に埋蔵文化財に関する調査を行います。
- P161 別府鉄道リニューアル事業【新】
 郷土資料館 7,452千円
 寄贈を受ける別府鉄道の貨車を、現在展示中の機関車・客車と連結して展示するために必要な設計を行います。

町主催イベント ～町の魅力発信、郷土愛を深め、絆を紡ぎます～ 協働推進課

P65	はりま春風フェス（ふれあい活動推進事業）4月	12,053 千円〔うち 11,000 千円〕
P155	大中遺跡まつり 11月	11,692 千円
P155	二十歳のつどい 1月	1,288 千円
P163	ロードレース大会（スポーツ推進事業）1月	14,151 千円〔うち 10,000 千円〕

人がつながるまちへ〈協働・行政〉

- P47 公益通報外部相談窓口等の設置(部課庶務事業)【新】 総務課 27,012 千円〔うち 562 千円〕

職員からの公益通報・ハラスメント相談について、新たに外部相談窓口を設置します。

- P51 組織機構改革効果検証等事業【新】 総務課 9,405 千円

令和4年10月に実施した組織機構改革について、改革前後の業務量や時間外労働の変化を分析し、機構改革の効果検証を行います。また、適切な人員配置を行うため、新体制における業務量の棚卸調査を実施し、適正な職員数を把握します。

- P51 広報事業【拡】 企画課 19,101 千円

広報紙、ホームページ、SNS及びケーブルテレビなどを活用し、積極的に行政情報を発信するとともに、「ふるさとPR大使」によるPRを行います。また、閲覧しやすいホームページとなるよう見直しを行います。

- P57 総合計画策定事業【新】 企画課 14,414 千円

令和8年度から令和12年度までを計画期間とする「第5次播磨町総合計画後期基本計画」及び「第3期播磨町総合戦略」を策定します。

- P63 自治会公民館施設備品購入費補助金(コミュニティ推進事業)【継】 協働推進課 27,505 千円〔うち 2,250 千円〕

自治会活動を充実させるため、自治会公民館施設備品購入費の補助を行います。

- P65 まちづくりパートナー事業補助金(まちづくり活動推進事業)【継】 協働推進課 2,412 千円〔うち 2,160 千円〕

行政と協働して地域活動の活性化に取り組む団体等に対して、「まちづくりパートナー事業補助金」を交付します。

7 個別事業概要説明

一般会計

(款) 議会費	(項) 議会費	(目) 議会費
---------	---------	---------

《議会事務局》

議会運営事業【P 4 5】

議会の組織構成員である議員に議員報酬及び旅費等を支給し、議員の身分を保障する。また、各種関係団体との体制の整備を図り、議員の研修及び調査研究等を充実させることにより、議会活動の活性化と適正な議会運営を図る。

なお、本年度も引き続き、地方議會議員年金制度の廃止に伴う給付に要する費用を支出する。

日本国憲法に定められた二元代表制の一翼を担う存在として、住民の負託に応える責務を有しており、議決による団体意思の決定機能及び執行機関への監視と評価機能を充実することに加え、政策形成及び立案機能の向上を図ることができる。

議会管理事業【P 4 5】

議会の機能向上を目標に議会事務（庶務、議事、調査）の適正な執行を行うことで、議会事務に係る各種処理が年間を通じて円滑に実施することができる。

議会映像配信システムを運用し、インターネットで議会の状況のリアルタイム映像や録画映像を配信する。

パソコンやタブレット端末等により、住民に容易に議会の状況を提供する。

議員に貸与しているタブレット端末を適正に維持管理し、本会議や委員会などの議員活動にて活用する。

議会だより会議録作成事業【P 4 5】

議会の活動等を住民に周知し理解を得るため、「はりま議会だより」を定例会ごとに発行し、住民の自治意識の高揚を図る。

また、地方自治法第123条の規定に基づき会議録を作成するとともに、データベースシステムを使用して会議録をホームページで公開する。

IT技術の急速な進歩によって各種情報の伝達方法に変化が生じているが、「活字」等による情報伝達は今後も普遍であり、有効性は高い。

「会議録」は、議会の公式記録であり、最重要書類として永久保存をしなければならない。

これらを作成し、住民がいつでも閲覧できる環境を整備することにより「開かれた議会」となることができる。

(款) 総務費	(項) 総務管理費	(目) 一般管理費
---------	-----------	-----------

《企画課》

秘書事務事業【P 4 7】

町長、副町長の交際及び渉外に関することを行う。

〈危機管理課〉

国民保護計画推進事業【P 4 7】

武力攻撃事態等において住民の生命、身体及び財産を保護するための措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護計画の見直しを実施し、住民への周知を図る。

〈総務課〉

部課庶務事業【P 4 7】

全庁的な行政活動共通の事務事業に要する経費である電話受付、郵便物の受付発送、印刷機の管理等を一括管理することにより、効率的な事務執行を図る。

文書図書管理事業【P 4 9】

文書の収受・配布・保管及び法令図書・町例規の管理を正確かつ迅速に行うことにより、各部門の事務の円滑かつ効率的な実施を図る。

地域活性化基金積立事業【P 4 9】

地域の活性化を図る事業を推進するため設置された地域活性化基金への積立てを行う。
地域活性化基金条例第4条による運用益金（利子）の積立て。

職員研修事業【P 4 9】

厳しい行財政状況の中、限られた人員により町行政を効率的に運営するため、様々な分野において個々の職員が能力を開発し、実務において知識・能力が発揮できるよう各種の研修を開催し、又は外部機関が行う研修に派遣し、有能な人材の育成を図る。

職員等福利厚生事業【P 4 9】

職員等の健康診断、健康相談、レクリエーション等を実施することにより、健康保持・増進、病気の予防及び快適な職場環境の形成を図る。

財政事務事業【P 4 9】

各政策に対し、限られた財源を有効かつ適正に配分し、常に収支の均衡を失うことなく財政運営の健全化を図る。

契約事務事業【P 4 9】

適正な契約事務を行うため、法律等に基づく入札・契約業務、入札参加者審査会の開催、入札参加資格審査申請の受付等各種契約事務事業を行う。

情報公開・個人情報保護・行政不服審査事業【P 4 9】

情報公開条例、個人情報の保護に関する法律施行条例及び行政不服審査会条例を適正に運用し、情報公開、個人情報保護及び行政不服審査の各制度の充実を図る。

審議会等運営事業【P 4 9】

各種審議会等において、町の諮問等に応じ、諮問事項等について調査・審議を行う。

法的対応支援事業【P 5 1】

住民のニーズが高度複雑化する中で、行政に対する不当要求事案のようなケースも含め、行政を相手取った訴訟問題に発展しかねない事案も日常業務の中では増加しており、初動における弁護士による支援の必要性は高まっている。

そこで、本事業により、定期的に弁護士が本町庁舎内に滞在し、日常業務における法的対応等への助言を行うことで、速やかかつ円滑な対応を図る。

人事給与事務事業【P 5 1】

人事給与システム等を円滑に維持管理し、適切な事務執行を行う。

組織機構改革効果検証等事業【P 5 1】

住民ニーズの多様化・複雑化に対応し、職員一人ひとりがより一層高度な専門性を習得するとともに、その能力を十分に発揮できる効率的な行政運営を行うため、令和4年10月に組織機構改革を実施しました。

この組織機構改革に関して、改革前後の業務量や時間外労働の変化を分析し、機構改革の効果検証を行います。

また、適切な人員配置を行うため、新体制における業務量の棚卸調査を実施し、適正な職員数を把握します。

《協働推進課》

協働推進一般管理事業【P 5 1】

協働推進事業全般の管理事務を行う。

(款) 総務費	(項) 総務管理費	(目) 文書広報費
---------	-----------	-----------

《企画課》

広聴事業【P 5 1】

各種アンケートの実施や、住民から寄せられる町政に対する意見、要望などを聴取し、行政に反映していくとともに、地域の課題や問題解決のための助言並びに関係課等の調整を行う。

広報事業【P 5 1】

広報「はりま」(毎月24日発行)、町ホームページ、SNS、ラジオ及びケーブルテレビなどを活用し、行政や住民活動の情報を提供するとともに、住民のまちづくりへの参画と協働を促す。

また、「ふるさとPR大使」によるまちのPRや、キャラクターグッズの作成を行う。

《協働推進課》

住民相談事業【P51】

住民から寄せられる各種相談に対応するため、弁護士による無料法律相談、行政相談員による行政相談を行う。

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 会計管理費

《会計室》

出納事務事業【P53】

予算執行から決算までの一連の財務会計事務を含め、歳計現金等の円滑適正な執行管理及び財源調整を行うとともに、財務会計の電算化を推進することにより、各課の事務遂行の円滑化を図る。

また、現金の出納管理を安全かつ効率的に行う。

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 電子計算費

《企画課》

電子自治体推進事業【P53】

基幹業務系システムやグループウェアシステム等の各種システムの維持管理のほか、電子申請や電子申告等システムの利活用、セキュリティ対策の推進等電子自治体の構築を推進し、住民サービスの向上と事務の効率化を図る。

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 財産管理費

《総務課》

庁舎施設維持管理事業【P53】

行政目的を効率的に達成するため、庁舎施設の適切な維持管理及び保安保持並びに施設等の整備充実を図る。

定期的な点検及び修繕を行うことにより、施設設備並びに執務環境の保安保持が図れている。

公有財産管理事業【P55】

普通財産用地の維持、保全、管理を行うとともに、用地の貸付け及び不要地の処分等による有効活用を図る。

総務課公用車管理事業【P55】

庁用公用自動車及び庁用マイクロバスの運用管理を行う。

財政調整基金積立事業【P55】

一般会計における財源を積み立てるため設置された財政調整基金への積立てを行う。

財政調整基金条例第4条による運用益金(利子)の積立て。

減債基金積立事業【P 5 5】

一般会計における町債の償還に必要な財源を確保し、もって健全な財政運営に資するため設置された減債基金への積立てを行う。

減債基金条例第4条による運用益金（利子）の積立て。

公共施設整備基金積立事業【P 5 5】

公共施設の整備資金を確保するため設置された公共施設整備基金への積立てを行う。

公共施設整備基金条例第4条による運用益金（利子）の積立て。

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 企画費

《企画課》

広域行政事務事業【P 5 5】

各種協議会（東播臨海広域行政協議会、播磨地方拠点都市推進協議会、播磨広域連携協議会、播磨圏域連携中枢都市圏）に加入し、広域的な視点からも連携したまちづくりを推進する。

行政改革推進事業【P 5 5】

第5次播磨町総合計画の推進過程における「評価」により成果や課題の明確化を行い、課題の「改善」に向けた取り組みを進め、行政改革懇談会において「第5次播磨町行政改革大綱」に基づく取り組みの進捗状況について報告を行う。

土山駅南交流スペース運営事業【P 5 5】

土山駅南に開設された「B i V i 土山」内に設けた土山駅南交流スペース「きっずなホール」において、播磨町の施策や魅力、地域に関する情報提供及び案内を行い、あわせて住民及び来訪者の交流の場や待合所としての活用も行う。

総合戦略等推進事業【P 5 7】

総合戦略において実施した施策・事業の進捗状況や効果を検証するとともに、その目標達成に向けての分析を行い、さらにその推進に際して総合戦略推進会議において検証を行う。

令和7年度は、次期総合戦略を策定するため、人口ビジョンや各指標を見直すとともに、総合戦略推進会議において協議を行う。

総合計画策定事業【P 5 7】

第5次播磨町総合計画前期基本計画及び第2期播磨町まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間が令和7年度で終了するため、それに続く令和8年度から令和12年度までを計画期間とする第5次播磨町総合計画後期基本計画及び第3期播磨町総合戦略を策定する。

《協働推進課》

非核平和推進事業【P57】

昭和57年4月に「核兵器廃絶のまち宣言」を行っており、日本非核宣言自治体協議会への参加や平和祈念事業等をとおして、活動を推進する。

結婚・移住支援事業【P57】

婚姻に伴う経済的負担の軽減を行うことにより少子化対策の強化を図るため、新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係る費用を支援する。

また、町内への移住及び定住の促進等のため、支給要件を満たした移住世帯に対し、移住支援金を補助する。

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 公平委員会費

《議会事務局》

公平委員会運営事業【P57】

公平委員会を地方公務員法第7条第4項の規定に基づき加古川市と共同設置しており、委員会に係る運営経費の一部を負担する。

加古川市・播磨町公平委員会共同設置負担金を、前年度委員会費当初予算額を職員数（令和6年4月1日現在）で按分し、算定する。

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 防犯対策費

《危機管理課》

防犯対策事業【P57】

加古川地区防犯協会及び地域住民団体が行う活動を支援することや防犯カメラ設置にかかる費用を補助することにより、犯罪のない明るいまちの実現を図る。

自治会街灯補助事業【P57】

各自治会が管理している街灯の電気料金の一部を補助することやLED街灯設置及び更新を補助することにより、自治会経費の負担軽減を図るとともに、夜間における犯罪と事故の未然防止を図る。

防犯・交通パトロール事業【P57】

青色回転灯を装着した疑似パトロールカーで下校時の学校園や通学路を中心に見守り、防犯啓発・交通事故抑止のためのパトロールを行うことにより、犯罪・事故の未然防止を図る。

見守りカメラ管理運用事業【P59】

民間業者が提供するBLEタグ（見守りタグ）を検知できる検知器を実装した見守りカメラを通学路や主要な粗大ごみステーションを中心に、整備・運用することにより、犯罪の未然防止の効果を増大させ、行方不明者の捜索時間の短縮、刑法犯認知件数の減少を目指す。また町内に250台の見守りカメラを稼働させ、警察署からのカメラ映像の捜査関係事項照会

に関して、迅速に対応するために電子での申請を行うことなどに伴う、システムや機器の維持管理を行う。

《土木課》

街灯施設維持管理事業【P 5 9】

街灯（防犯灯）の維持修繕を行うとともに、必要に応じて設置を行い防犯対策の強化を図る。

（款）総務費 （項）総務管理費 （目）交通安全対策費

《危機管理課》

交通安全対策事業【P 5 9】

住民に対する交通安全啓発活動及び交通安全に関して警察署等関係機関との調整を行い、住民の意識の高揚を図る。

また、高齢運転者による交通事故の減少を図るため、運転免許証を自主返納した高齢者に対し補助金等を交付する。

さらに、交通安全運動期間に合わせて学校や教育委員会と連携した危険個所での街頭啓発や補助事業を実施することにより交通事故件数の減少を目指す。

交通安全教育事業【P 5 9】

子ども及び高齢者に対する交通安全教育を充実させることにより、交通事故の防止を図り、交通事故件数の減少を目指す。

また、入学時に啓発物品を配布し、幼稚園、保育園、こども園、小学校、中学校へ交通安全教室や、高齢者向けの交通安全講座を実施することで交通安全の意識向上をうながす。

《総務課》

交通安全対策基金積立事業【P 5 9】

兵庫県市町交通災害共済組合の解散に伴い分配された分配金を原資に、住民の交通安全対策の推進に寄与するため設置された交通安全対策基金への積立てを行う。

交通安全対策基金条例第4条による運用益金（利子）の積立て。

《土木課》

交通安全施設維持管理事業【P 5 9】

町内各所に設置しているカーブミラー・道路照明灯等の交通安全施設の設置及び維持管理を行うことにより、交通安全の確保を図る。

駅周辺自転車整理事業【P 5 9】

播磨町駅及び土山駅周辺の自転車等放置禁止区域において、街頭指導や放置自転車の撤去を行い、歩行者等の円滑な通行を確保するとともに駅周辺の美化を図る。

自転車駐車場施設維持管理事業【P 6 1】

播磨町駅及び土山駅の町立自転車駐車場施設を維持するとともに、適切な利用がなされるよう運営を行う。

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 公害対策費

《産業環境課》

公害対策事業【P 6 1】

事業活動その他、人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、騒音、振動及び悪臭等による生活環境の悪化を防止するため、状況の把握、環境保全協定の遵守状況の確認、事業所への行政指導を行う。

環境保全事業【P 6 1】

ゆとりと潤いのある美しい環境の創造並びに地球環境の保全を達成するため、環境啓発に必要な事業の企画・立案を行い、環境保全に関する思想の普及及び意識の高揚・環境保全に関する情報の収集及び提供等の事業を行う。

また、自然への環境意識を高めるために整備した野添北公園内のほたる育成水路を適切に管理する。

狐狸ヶ池で実施している外来生物の防除調査を継続し、豊かな自然のシンボルとして知られる水生植物のオニバスなど狐狸ヶ池の本来の生態系を復活させる。

さらに、近年喜瀬川で繁殖しているナガエツルノゲイトウ防除のための取り組みを実施する。

また、住宅に太陽光発電システム、蓄電池システムを設置した住民に対して、設置導入に要する費用の一部を補助し、脱炭素社会の実現に向けた取り組みを推進する。

大気汚染常時監視事業【P 6 1】

二酸化硫黄・二酸化窒素・光化学オキシダント・PM_{2.5}・風向風速等の大気汚染の状況についての的確に把握するため、庁舎及び宮西に測定局を設置し、事業所や人の活動等多岐にわたる発生源について常時監視することにより、総合的な大気保全対策を実施し、汚染防止を図る。

庁舎局については、兵庫県と常時交信を行うことにより、広域的な監視及び長期的・短期的な評価を行っているが、令和7年度より町への委託事務から県が直接管理する方式に変更する。

住宅用太陽光発電システム設置費補助事業

環境保全事業へ統合

蓄電池システム設置費補助事業

環境保全事業へ統合

電気自動車充電ステーション設置費補助事業【P 6 1】

地球温暖化防止に向けた温室効果ガス排出量の削減を推進するため、町内に電気自動車等用充電ステーションを設置する事業者に対して、充電機器本体の購入費用の一部を補助する。

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定事業【P 6 3】

町域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出量削減等を推進するための総合的な計画である地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定する。

計画期間に達成すべき目標を設定し、再生可能エネルギーの導入、省エネルギーの促進、緑化推進、廃棄物等の発生抑制等循環型社会の形成等、その目標を達成するために実施する取組内容を定める。

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 生活改善推進費

〈産業環境課〉

消費生活啓発事業【P 6 3】

消費者問題は増加傾向にあるとともに、複雑多岐にわたっていることから、専門相談員を設置した相談窓口の充実を図るとともに、被害の発生予防や拡大防止のための啓発活動を推進する。

また、近隣市町と連携することで住民の相談機会の充実と相談員の資質向上を図る。

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 協働推進費

〈総務課〉

国際交流基金積立事業【P 6 3】

国際交流に対する事業の財源を確保するため設置された国際交流基金への積立てを行う。国際交流基金条例第4条による運用益金（利子）の積立て。

〈協働推進課〉

コミュニティ推進事業【P 6 3】

自治会及び播磨町自治会連合会の活動並びに自治会公民館の施設整備事業等に対して、適切な支援を行うことにより、コミュニティ活動の活発化と自治意識・連帯意識の高揚を図り、自治会活動の健全な発展を促進する。

地域間交流事業

まちづくり活動推進事業へ統合

国際交流事業【P 6 3】

播磨町とアメリカ合衆国オハイオ州ライマ市・中華人民共和国天津市和平区との友好都市・姉妹都市提携に基づき、相互理解と交流を深めるとともに、広く諸外国の人々との交流の促進を図る。

また、「播磨町国際交流協会」の支援を行うとともに住民主体の活動を促進し、地域の国際

化を進める。

地域連携交流施設運営支援事業【P 6 5】

県立東はりま特別支援学校の敷地内に設けられた地域連携交流施設は、学校と地域を結ぶ憩いや交流の場を目的とした施設である。

地域連携施設は、住民が利用できる施設となっており、地域活動の拠点として期待できる。

また、施設2階では、地域活動支援センターが開設されているため、特別支援学校卒業後の居場所となり、特別支援学校との連携も期待できる。

本事業は、この施設の運営を支援する事業となっている。

まちづくり活動推進事業【P 6 5】

町内で公益性のある活動団体等が、地域課題の解決など、町がより住みやすいまちとなることを目指す事業提案に補助金を交付し、地域活動の活性化を図る。

また、各種活動団体にまちづくりアドバイザーが関与することで、持続的な「協働によるまちづくり」を推進する。

さらに、広域的な視点からも連携したまちづくりを推進するため、各種協議会のうち東播磨流域文化協議会に加入する。

ふれあい活動推進事業【P 6 5】

住民が様々な体験や交流を通して学びやつながりを深める場として「はりま春風フェス」を開催する。

また、各種の奉仕活動や学習活動、福祉活動を推進する女性団体を支援する。

(款) 総務費	(項) 総務管理費	(目) 諸費
---------	-----------	--------

〈税務課〉

町税過誤納金還付事務事業【P 6 5】

各税の収納状況を確認し、過誤納付等が生じたときは、速やかに還付又は未納税額への充当処理を行い、税の適正化を図る。

(款) 総務費	(項) 徴税费	(目) 税務総務費
---------	---------	-----------

〈総務課〉

固定資産評価審査委員会運営事業【P 6 7】

固定資産課税台帳に登録された価格の不服申出について、審査・決定の機関として固定資産評価審査委員会を設置し、委員会の運営を行う。

(款) 総務費 (項) 徴税費 (目) 賦課徴収費

《税務課》

町税賦課事務事業【P 6 7】

法律又は条例などの法規に定める課税要件に応じて賦課徴収事務を行う。

・個人町民税（1月1日現在、町内に住所を有する人、あるいは事務所等のある人に課税する。）

- ・法人町民税（町内に事務所等を有する法人等に課税する。）
- ・固定資産税（1月1日現在、固定資産の所有者に課税する。）
- ・都市計画税（1月1日現在、市街化区域内の固定資産の所有者に課税する。）
- ・軽自動車税（4月1日現在、軽自動車等の所有者に課税する。）
- ・町たばこ税（卸売販売業者等）

賦課徴収事務に伴う税務関係証明書の発行、台帳の閲覧、諸税事務を行う。

また、各種協議会等に参加することにより、税の適正課税及び納税に関するPRを実施し、収納率の向上に努める。

《債権管理課》

町税等徴収事務事業【P 6 7】

町税等の収納、管理事務を行う。

消し込み事務の合理化、正確化、迅速化を図るとともに、滞納者に対して督促状、催告書等を発送し、文書催告に応じない滞納者に対して差押等滞納整理を積極的に進めることで、収納率の向上と歳入の確保に努める。

(款) 総務費 (項) 戸籍住民基本台帳費 (目) 戸籍住民基本台帳費

《住民課》

戸籍住基等事務事業【P 6 7】

・戸籍事務：戸籍法に規定されている各種届出の受理、戸籍編成及び戸籍謄抄本の交付を行い、住民の利便を図る。

・住民基本台帳事務：住民に対する正確な記録を確保するため、転入届・転出届等を受理し、常に住民基本台帳の整備を行い住民票の写しを交付し、住民の利便を図る。

・本人通知制度：住民票や戸籍の謄抄本の不正取得防止のため本人通知制度を実施し、住民の個人情報保護を図る。

・在留関連事務：外国人住民の住居地届出の受理及び特別永住者証明書に関する国への経由事務を行う。

・印鑑登録事務：印鑑条例に基づき、印鑑登録申請書の受理、印鑑原票の作成及び印鑑登録証明書の交付を行い、住民の利便を図る。

戸籍情報システム管理事業【P 6 9】

戸籍事務について電算システムにより、戸籍受付から戸籍編成までを正確かつ迅速に処理し、住民サービスの向上に努める。

また、戸籍謄抄本の不正取得防止のため本人通知制度を実施し、住民の個人情報保護に努める。

住民基本台帳ネットワークシステム管理事業【P 6 9】

市区町村が行う各種行政の基礎となる住民基本台帳をネットワークで結び、全国共通の本人確認を行うための地方公共団体共同のシステムである住民基本台帳ネットワークシステムは、電子政府・電子自治体の基盤としても利用され、公的個人認証サービスへの活用、個人番号カードの交付、住民票の写しの広域交付、転入転出の特例など住民の負担軽減、サービス向上、行政事務の効率化を図る。

また、マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）の導入に伴い、個人番号カードの交付を円滑に実施し、住民の利便を図るものである。

住居表示維持管理事業【P 6 9】

住居表示実施区域での建物の新築に伴う住居番号の付定や台帳の整備を行う。

また、必要に応じて案内板・街区表示板の取替えや、対象案内図・住居表示台帳の更新を行う。

証明書コンビニ交付事業【P 6 9】

全国のコンビニエンスストア等において、個人番号カードを利用して休日や時間外にも住民票等の証明書の交付が受けられるよう整備し、住民の利便性の向上を図る。

（款）総務費 （項）選挙費 （目）選挙管理委員会費

〈総務課〉

選挙管理委員会運営事業【P 6 9】

正確かつ適正な選挙管理委員会の事務を行うことにより、各種選挙の公明性の確保を図る。

（款）総務費 （項）選挙費 （目）選挙啓発費

〈総務課〉

選挙常時啓発事業【P 7 1】

明るい選挙の推進を図るため、主に有権者に対し政治・選挙に関する啓発を行う。

（款）総務費 （項）選挙費 （目）参議院議員選挙費

〈総務課〉

参議院議員通常選挙事務事業【P 7 1】

令和7年7月任期満了に伴う参議院議員通常選挙の適正な管理及び執行を行う。

(款) 総務費 (項) 統計調査費 (目) 統計調査総務費

《企画課》

統計業務推進事業【P 7 1】

統計業務の充実発展を図るため、研修などに参加し情報の交換を行う。

(款) 総務費 (項) 統計調査費 (目) 商工統計調査費

《企画課》

経済センサス調査区管理事業【P 7 3】

経済センサス調査区を管理し、必要な修正を行うことにより、経済センサス活動調査を始め、事業所又は企業を対象とする各種統計調査実施の基礎資料として利用する。

調査区情報を定期的に把握・更新することで、調査区を継続的に使用することが可能となる。

経済センサス活動調査準備事業【P 7 3】

経済活動の実態を全国及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団情報を得ることを目的とする「経済センサス-活動調査」の準備を行う。

(款) 総務費 (項) 統計調査費 (目) 農林統計調査費

《企画課》

農林業センサス事業【P 7 3】

5年ごとに行う調査であり、農林業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、農山村の実態を総合的に把握し、農林業施策の企画・立案・推進のための基礎資料となる統計を作成する。

(款) 総務費 (項) 統計調査費 (目) 国勢調査費

《企画課》

国勢調査事業【P 7 3】

国勢調査は、統計法に基づき総務大臣が国勢統計を作成するために「本邦に居住している者」すべてを対象として実施される、日本国の最も重要かつ基本的な統計調査で、人及び世帯に関する唯一の全数調査である。

各世帯の種類や人数、住居の位置・居住期間・建築物種類、世帯を構成する各人の年齢・性別・職業・従業地などを調べる。

結果は、日本全国のほか、都道府県別、市区町村別、あるいはさらに細かい地域区分による集計表として公表される。

衆議院議員選挙の小選挙区の区割り、村や町が市へ移行する際の人口規模要件、地方交付税の配分などを定める際の基準となる（法定人口）。

そのほか、福祉施策・都市計画・生活環境整備・被災者数予測を含む災害対策など多くの政策を策定する上での基礎資料として利用される。

民間でも企業の出店計画や社会科学における学術研究など様々な場面で使われている。
前回は令和2年度に実施されており、5年周期で実施する。

(款) 総務費 (項) 監査委員費 (目) 監査委員費

《議会事務局》

監査委員事務運営事業【P73】

法令により定められた権限に基づき、事務事業の執行について監査等を実施し、その結果を報告及び公表することにより、民主的かつ効率的な行政の執行を確保し、もって住民福祉の増進と地方自治の本旨の実現に寄与する。

事務事業の執行に関する監査等を実施し、適法・適正かつ効率的な事務執行を確保することができる。

(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 社会福祉総務費

《保険課》

障害者（児）医療費助成事業【P75】

身体障害者手帳1・2・3（内部障がい）級、療育手帳A・B1、精神障害者手帳1級保持者を対象に、心身障がい者（児）の健康の保持及び生活の安定に寄与するとともに、その福祉の増進を図る。

高齢障害者特別医療費助成事業【P75】

高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療費の給付を受けるものであって、身体障害者手帳1・2・3（内部障がい）級、療育手帳A・B1、精神障害者手帳1級保持者を対象に、医療費の一部負担金を助成し、負担を軽減するとともに、その福祉の増進を図る。

国民健康保険事業特別会計繰出事業【P75】

国・県・町の施策として実施される保険税の軽減や負担金の減額措置等に対して、その費用を一般会計を通じて国保特別会計へ繰り出すことにより、国民健康保険の財政基盤の安定を図る。

(1) 保険基盤安定分低所得者への保険税軽減分で、県が3/4、町が1/4の負担をし、一般会計から国保特別会計へ繰り出す。

(2) 保険者支援分低所得者数により補填される分で、国が1/2、県が1/4、町が1/4の負担をし、一般会計から国保特別会計へ繰り出す。

(3) 職員給与と費等分国保の事務に要する経費について一般会計から国保特別会計へ繰り出す。

(4) 出産育児一時金分出産育児一時金の額の3分の2を一般会計から国保特別会計へ繰り出す。

(5) 財政安定化支援事業分国保財政の健全化及び保険税負担平準化のため一般会計から国保特別会計へ繰り出す。

(6) 未就学児均等割保険税負担分未就学児にかかる均等割保険税の軽減分で、国が1/2、

県が1/4、町が1/4の負担をし、一般会計から国保特別会計へ繰り出す。

(7)産前産後期間保険税負担金産前産後期間における保険税の減免分で、国が1/2、県が1/4、町が1/4の負担をし、一般会計から国保特別会計へ繰り出す。

福祉医療等事務事業【P75】

各種福祉医療助成事業（障がい者、乳幼児等、こども、母子家庭等、高齢障がい者、高齢期移行者）に係る事務を行う。

要配慮者実態調査事業【P75】

災害対策基本法に基づき、災害が発生した際に避難に手助けが必要な人（＝避難行動要支援者）を把握するための調査を実施し、『避難行動要支援者名簿』を作成する。

災害時に避難支援を要する人を事前に把握し、地域の支援者と情報共有することで、日頃からの地域での見守りと、災害が発生した時の避難支援の仕組みづくりを促進することを目的とし、「播磨町避難行動要支援者避難支援計画（個別計画）」の策定を推進する。

緊急時、災害時における共助・公助のための情報として活用し、被害を軽減させる。

令和7年度と令和8年度は、新規対象者に郵送調査を実施する。

80歳以上の高齢者については、3年に1度、町が委託し民生委員が訪問調査を実施。（令和6年度に実施）。

高齢者虐待防止事業【P75】

高齢者虐待防止法に基づき、虐待防止に関する啓発を実施する。

また虐待ケースが複雑化していることから、専門家を交えたケース会議等が実施できる体制を整備する。

住宅改造助成事業（保険課）【P75】

要介護・要支援認定がある高齢者が、住み慣れた住宅で安心して生活ができるよう、それぞれの身体に応じた既存住宅の改造に要する経費を助成する。

《健康福祉課》

障害者福祉一般管理事業【P77】

障がい者福祉全般にかかる出張等に要する経費、電算処理システム管理経費及び社会福祉のために活動している団体等へ事業費用の一部を補助（負担）することにより、自立の向上と社会参加の促進を図る。また、兵庫県心身障害者扶養共済掛金の一部を補助することで生活の安定を図る。

障がいのある人が地域で安心して自立した生活を送るために、地域自立支援協議会の地域支援ネットワークを活用し、地域課題を解決するための仕組みづくりを推進する。

災害時に自ら避難することが難しく、特に支援を必要とする障がいのある人の避難支援のため、個別避難計画の策定を推進する。

知的障がい又は精神障がいがある人の偶発的な事故等で発生した損害賠償責任を補填する

ことで、本人や家族の精神的及び経済的な負担を軽減する。

行方不明のおそれのある障がいのある人の見守りサービスであるBLEタグ(見守りタグ)の使用料を助成することで、本人や家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図る

民生委員児童委員活動事業【P77】

播磨町民生委員児童委員(定員63名)及び主任児童委員(定員4名)が、要援護者世帯、母子・生活保護世帯などの訪問・見守りや相談などを通し、地域福祉の向上を目的として活動する。

また、民生委員児童委員1名につき、2名の協力委員を設置し、民生委員児童委員と協力して福祉活動を行う。

戦没者遺族援護事業【P77】

播磨町遺族会の事業に係る費用の一部を補助することにより、遺族会の福祉の向上に寄与する。

また、協働推進課と合同で戦没者追悼平和祈念式を開催し、戦没者への追悼を行うとともに、広く住民に平和を啓発する。

障害者更生援護事業【P77】

(1)障害者更生援護事業福祉施設等に通所して、就労訓練を受けている者又はその扶養義務者に対して補助金を交付し、その負担の軽減をすることにより、障がい者(児)の自立更生を促進し、もって心身障がい者(児)の福祉の増進を図る。

(2)小規模通所訓練事業企業等に就労することが困難な在宅の障がい者を対象に、社会参加の機会として、創作活動等を実施している地域活動支援センター等に対して運営費の一部を補助する。

重度心身障害者福祉タクシー料金助成事業【P77】

在宅の重度障がい者(児)が生活行動範囲の拡大と社会参加のために利用するタクシー運賃の一部を補助する。

- ・身体障がい者(児)……1・2級手帳所持者
- ・知的障がい者(児)……A判定の手帳所持者
- ・精神障がい者(児)……1級手帳所持者1回について枚数制限なし。

(1枚700円のチケット年間52枚)

社会福祉協議会運営費補助事業【P77】

播磨町社会福祉協議会は住民や当事者の主体性を原動力としながら、地域の一人ひとりがその一員として自分らしく暮らせる地域社会づくりをすすめることを使命として活動している社会福祉法人である。

住民同士がつながりを持ちあい、いきいきと暮らすことができる地域社会実現のため、当該団体に対し運営費を補助することにより播磨町における地域福祉の増進に寄与する。

自立支援医療費助成事業【P 7 9】

身体障がい者及び将来身体障がいを残す可能性のある児童に、医療費の助成を行うことにより、身体の機能障がいの軽減又は改善を図り、日常生活や社会生活を容易にする。

また、常時医療的ケアを必要とし、病院等へ長期入院されている障がい者に対して、医療に係る経費の一部を助成することにより、日常生活の維持を図る。

身体障害者（児）補装具費支給事業【P 7 9】

身体障がい者（児）の身体機能を補完又は代替するための補装具の購入又は補修に必要な費用の一部を支給することにより、身体障がい者の職業その他日常生活の能率の向上を図り、また、身体障がい児が将来、社会人として独立自活するための素地を育成・助長する。

住宅改造助成事業（健康福祉課）【P 7 9】

障がい者が、住み慣れた住宅で安心して健やかな生活が送れるよう住環境を整備するため、障がい者等に対応した既存住宅の改造に要する経費を助成する。

社会福祉一般管理事業【P 7 9】

社会福祉全般に係る出張等に要する経費及び人権啓発・社会福祉のために活動している各協議会等の事業費用の一部を補助（負担）する。

行旅死亡人取扱事業【P 7 9】

行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づき、行旅中に行き倒れとなった病人、死亡人等で引取者のいない者に対して救護、火葬、官報公告等を行う。

また、死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、墓地、埋葬等に関する法律に基づきこれを行う。

成年後見制度利用支援事業【P 7 9】

判断能力が不十分な人の日常生活を法律的に支援する「成年後見制度」について、制度利用が必要であるにもかかわらず、申立てを行う者がいない場合や、申立てをする費用の負担及び後見人の報酬が補助を受けなければ制度の利用が困難な者を支援する。（障がい者分）

重度心身障害者（児）介護手当支給事業【P 7 9】

在宅重度心身障がい者（児）（身体障害者手帳1・2級及び療育手帳A判定）で一定の基準を満たしている者の介護者に対して、介護手当を支給する。

障害福祉サービス事業【P 8 1】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づいて、障害の種類（身体・知的・精神）にかかわらず、障がい者（児）が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、障がい者にあった多様なサービスの提供と、利用に関する経費の一部扶助によ

り、障がい者（児）の自立を支援する。

地域生活支援事業【P 8 1】

障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るとともに、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施する。

自殺予防事業【P 8 1】

自殺予防を目的とし、自殺対策計画に基づき、啓発事業等の自殺対策を進める。

障害者虐待防止対策事業【P 8 1】

障がい者虐待を防止するための普及・啓発や虐待発生時に迅速に対応するための緊急一時保護施設の確保及び再発防止のための家庭訪問を行う。

また、専門職を交えたケース会議等が実施できる体制を整備する。

総合相談運営事業【P 8 1】

総合福祉センター（旧福祉会館）に、総合相談窓口と障害者基幹相談支援センターを設置し、様々な生きづらさを抱える世帯の支援や多機関との連携による総合的な相談支援を図る。

また、様々な専門相談の場を提供する。

令和7年度においては、権利擁護サポーターの養成を行う。

障害福祉施設等補助事業【P 8 3】

（1）グループホームの設置を促進するため、共同生活援助（グループホーム）を開設する事業所に対し、開設に必要な備品の購入費及び住居の借り上げ等に要する初期経費の一部を補助する。

（2）障がい児支援の体制整備の促進を図るため、重症心身障害児通所支援事業等を実施する施設の開設に係る経費の一部を補助する。

成年後見センター運営事業【P 8 3】

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない人が、成年後見制度を利用できるよう相談に応じ、適切な支援を行うため、「播磨町成年後見センター」運営事業を播磨町社会福祉協議会に委託して行う。

人権尊重まちづくり推進事業【P 8 3】

人権が尊重され、心豊かでみんなが生きやすいまちづくりの実現に向け、播磨町人権尊重まちづくり検討委員会及び播磨町人権委員会（播磨町人権のまちづくり条例制定後に設置予定）を設置し、人権課題の調査研究及び町の人権計画等を審議することにより、人権に係る施策を総合的かつ効果的に推進する。

孤独・孤立対策推進事業【P 8 3】

孤独・孤立対策は福祉のみならず、まちづくり・文化・スポーツ・防災・にぎわい等の他視点を包摂する取組であり、「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」を基盤として予防の観点も含めた取組を実施することにより、地域福祉計画をはじめ各種計画を推進し、誰ひとり取り残されないまちをめざす。

(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 老人福祉費

〈総務課〉

長寿社会福祉基金積立事業【P 8 3】

長寿社会における福祉の向上を図るため設置された長寿社会福祉基金への積立てを行う。長寿社会福祉基金条例第4条による運用益金(利子)の積立て。

〈保険課〉

高齢者在宅福祉事業【P 8 3】

在宅高齢者が生活を安全に過ごすための支援を行うため、救急医療情報キットの配布・訪問理美容に係る出張費の助成等を行う。

いきがい対策事業【P 8 5】

高齢者がいきがいをもって過ごすことができるよう地域において高齢者同士の交流を深める活動を行う自治会を支援するとともに、敬老事業を実施する。

老人保護施設措置事業【P 8 5】

身体上、精神上、環境上の理由及び経済的な理由により、自宅で生活することが困難な高齢者等を老人福祉施設への入所手続を行い養護する。

介護保険事業特別会計繰出事業【P 8 5】

介護保険法に基づく介護(介護予防)給付費等、地域支援事業に要する費用の町負担分並びに当該制度を運営するために必要な職員給与費及び事務費を介護保険事業特別会計へ繰り出す。

また、国・県・町の施策として実施される低所得者の第1号保険料の軽減強化に対して、その費用を一般会計を通じて介護保険事業特別会計へ繰り出す。

- (1) 介護(介護予防)給付費等に要する費用の12.5/100
- (2) 地域支援事業(総合事業)に要する費用の12.5/100
- (3) 地域支援事業(総合事業以外)に要する費用の19.25/100
- (4) 当該事業を運営するために必要な職員給与費及び事務費
- (5) 低所得者への保険料軽減強化分

緊急通報システム管理運営事業

令和7年度から介護保険事業特別会計へ移行

老人クラブ活動支援事業【P85】

地域の高齢者が自主的に集まり、各種社会活動を総合的に実施するために組織された老人クラブ（単位シニアクラブ及びシニアクラブ連合会）の活動を支援するため、その経費の一部を補助する。

後期高齢者医療費等負担事業【P85】

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、後期高齢者医療費の町負担額（療養給付費の1/12の額）及び兵庫県後期高齢者医療広域連合への負担金（共通経費負担金）を交付する。

地域介護施設整備等補助事業【P85】

第9期介護保険事業計画にて整備予定である、地域密着型サービスの看護小規模多機能型居宅介護の施設整備にあたり、応募事業者に対する施設整備や開設前準備に係る費用の補助を行う。

県～町～事業者の間接補助。（R7～R8）

後期高齢者医療事業特別会計繰出事業【P85】

後期高齢者医療保険料徴収に要する経費等事務費を後期高齢者医療事業特別会計に繰り出す。

高齢期移行助成事業【P85】

65歳から69歳までの一定の所得以下の方について、健康保険が適用される医療費の自己負担金の一部を助成することで、健康の保持及び生活の安定に寄与するとともに、その福祉の増進を図る。

定期巡回・随時対応サービス事業者参入促進事業【P85】

定期巡回・随時対応型サービス整備にあたって事業者の参入障壁となっている人件費を助成し、利用者を一定数確保するまでの間、安定的な運営の支援をすることにより事業者の参入を促す。

高齢者タクシー券交付事業【P87】

75歳以上の高齢者や40歳以上74歳以下の介護認定を受けている方に対して、タクシーを利用する際に使用できるタクシー利用券を交付する。

また、令和6年度からタクシーチケット1枚分の金額を500円から700円に増額している。

訪問看護師・訪問介護員安全確保離職防止対策事業【P87】

訪問看護師・訪問介護員が訪問サービスを提供する際に、利用者やその家族からの暴力行為等で2人以上の訪問体制が必要なケースで、利用者及び家族等の同意が得られず介護報酬

2人訪問加算が算定されない場合に、加算相当額の一部を補助し、ハラスメントによる離職者を出さないよう訪問看護師・訪問介護員の安全確保及び離職防止に努める。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業【P 8 7】

国民健康保険の保健事業と高齢者の保健事業及び介護保険の介護予防・日常生活支援総合事業をコーディネートし一体的に行うため、広域連合の委託を受け一体的な保健事業を実施する。

地域の健康課題や住民一人一人の問題に沿った事業を国保から後期高齢まで一貫して実施することが可能となり、将来的には高齢者の健康寿命の延伸や医療費の削減に効果が見込まれる。

長寿・健康増進事業【P 8 7】

特別調整交付金交付対象に該当する「長寿・健康増進事業」として、高齢者の健康寿命の延伸や介護予防、医療費適正化を目的に、健康栄養相談や健康教室、健診の受診勧奨を行う。

高齢者補聴器購入費助成事業【P 8 7】

高齢者の聴力低下に早期に対応することで、高齢者の社会参加を促進し、フレイルや認知機能の低下を緩やかにすることを目的に、難聴により日常生活に支障が生じている高齢者に対して補聴器購入費用の一部を助成する。

高齢者安全サポート車購入等補助事業【P 8 7】

高齢者の運転する自動車による交通事故の防止及び事故等の被害の軽減を図り、高齢者が安心して自動車を運転し、外出できるよう、安全運転サポートカー（衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置の搭載車）への乗り換えや、ペダル踏み間違い時の事故抑制装置を有した装置を購入する際の費用の一部を補助する。

認知症高齢者等個人賠償責任保険事業【P 8 7】

認知症の人が日常生活における偶然の事故により、第三者の身体又は財物に損害を与え、本人や家族が法律上の責任を負った場合に、損害賠償金を保険補填するため、個人賠償保険に町が加入し、保険料を負担する。

介護人材確保支援事業【P 8 7】

町内の介護保険事業所又は町内の介護保険事業所に勤務する者を対象に、研修受講料の一部を補助することで、介護従事者のスキルアップを促進し、介護サービスの質の向上を図る。

(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 国民年金費

《保険課》

国民年金事業【P 8 7】

高齢化社会の到来に対し、老後の生活の柱としての年金制度の役割は、ますます重要となっている。

また、国民年金制度が公的年金の根幹であり、世代間扶養という理念を基本に資格適用の推進、未納者対策を重点として、積極的に年金事務所への支援、連携、協力をを行い、法定受託事務である国民年金の各種届出事務を円滑に推進することにより、住民サービスの向上と、生活安定に寄与する。

(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 総合福祉センター費

《健康福祉課》

総合福祉センター管理運営事業【P 8 9】

地域福祉の総合的拠点として、子どもから大人までの全世代の相談支援と、地域福祉団体の活動の場及び連携の場としての総合福祉センター（旧福祉会館）の管理運営を行う。

令和7年度には、新たに児童発達支援センターも設置し、管理する。

(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) デイサービスセンター費

《健康福祉課》

デイサービスセンター管理運営事業【P 8 9】

デイサービスセンターの管理及び重度身体障がい者の短期入所運営事業を指定管理者に委託する。

(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 健康いきいきセンター費

《健康福祉課》

健康いきいきセンター管理運営事業【P 8 9】

住民が元気でいきがいをもって生活できるよう、指定管理者制度の導入により民間の創意工夫やノウハウを取り入れ、効果的な管理運営や住民サービスの向上を図る。

(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 福祉しあわせセンター費

《健康福祉課》

福祉しあわせセンター管理運営事業【P 8 9】

住民の福祉の増進、各種団体の活動拠点として設置された福祉しあわせセンターの管理運営を指定管理者に委託する。

(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉総務費

《保険課》

乳幼児等医療費助成事業【P 9 1】

0歳から小学3年生の年度末までの乳幼児等の医療費を助成することにより、子どもを産

み育てる環境の整備と乳幼児等の健康の向上を図る。

県制度の助成対象外の方や一部負担金について町制度により助成する。

こども医療費助成事業【P91】

心身・体力等で節目となる前青年期から思春期に至る小学4年生から高校3年生世代の年度末までの児童生徒等を対象に、医療費を助成することにより、次世代を担う子どもの健全育成と子育て世代が安心して子育てできるよう精神的・経済的負担の軽減を図る。

県制度の助成対象外の方や一部負担金について町制度により助成するほか、令和4年7月から町制度により助成対象を中学生から高校生まで拡大した。

《こども課》

学童保育事業【P91】

共働き家庭等の児童の放課後対策として、各小学校に学童保育所を設置し、管理運営については指定管理者に委託する。

学童保育所を設置することにより、共働き家庭等の児童の放課後や長期休業（春・夏・冬）の居場所作りができる。

障害児療育事業【P91】

18歳未満の身体やことばなどの発達が気になる子どもやその保護者を対象に、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、公認心理師による訓練や相談を実施する。

また地域の中核的な療育支援機関として、18歳までの子どもとその家族に対し切れ目のない支援を行うとともに、保育所等訪問支援等により地域支援へ取り組み、地域の療育の向上、子どもたちの地域社会への参加の推進を行うことを目指し、令和7年度中の児童発達支援センターの開設に向けて、開設準備会議を開催する。

保育所一般管理事業【P91】

保育施設の利用調整及び利用者負担額の決定・徴収等に関する事務及び保育の質の向上のための保育士研修や園児の健康維持のため保育園又は認定こども園で実施する歯科検診・眼科検診にかかる費用の一部を補助し、保育環境整備を推進する。

また、ひょうご多子世帯保育料利用料軽減事業において所得制限により対象外となる世帯に対して、一部利用料軽減を実施し子育て世帯を支援するとともに、他市が実施している病児保育利用料金の市内・市外居住者の差額を助成することにより就労等の理由により病気の子どもを看ることが出来ない保護者を支援する。

また、令和7年度より新たに、播磨町で保育や子育て支援事業に携わる人材の育成・確保を目的として、兵庫県主催「子育て支援員研修」の参加費用について、一部支援を行う。

児童福祉一般管理事業【P93】

児童福祉全般に係る出張旅費及び必要な一般事務経費を支出する。また、子育て支援を推進するための会議の実施及び教材費・行事費等実費徴収等にかかる補足給付を行う。

令和7年度より新たに、子育て支援センター運営事業のあり方についての検討会議を設置する。

また、育児中の保護者のリフレッシュや通院等を目的として、乳児から3歳未満の未就園児を対象とした短時間の「こども一時預かり事業」を委託事業として実施する。

要保護児童対策事業【P93】

児童福祉に関する相談業務を実施するとともに、児童の養育について支援が必要な者について、家庭支援事業を提供することで、安定した児童の養育の実現に寄与することを目的として、各種事業を行う。

虐待を受けている児童の早期発見及び適切な支援等について、「要保護児童対策地域協議会」を構成する関係機関及び関係者の連携により、迅速かつ適切な対応を図る。

また、「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」などを通し、児童虐待予防のための啓発を行う。

こんにちは赤ちゃん事業【P93】

保健師、助産師が生後4ヵ月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報の提供や子育てに関する悩みや不安を聴くことにより、育児不安の軽減を図るとともに支援が必要な家庭に対し適切なサービスの提供につなげる。

児童福祉施設整備事業【P93】

国庫補助金を活用し、整備種別によっては町の上乗せ分を加えて補助金を交付することにより、民間保育施設を整備する際の事業者の経済的な負担を軽減することをもって、待機児童の解消及び在園児の良好な保育環境整備を図る。

令和8年4月から新規開所予定である幼保連携型認定こども園の整備費用について、国庫補助を活用の上、町の負担部分に上乗せ補助を行い、補助金を交付する。

また、上記整備に係る補助とは別に老朽化による外壁塗装等補修が必要となった播磨保育園の既設園舎について、国の補助を活用し、町の負担部分と併せて補助金を交付する。

「こどもの権利条例（仮称）」推進事業【P93】

令和8年度施行予定の「播磨町こどもの権利条例（仮称）」制定にあたり、子どもを対象とした学習会やワークショップを実施することで意見を聴取する。また、子どもの権利擁護に係る内容を相談できる体制を整備する。

みんなの居場所づくり事業【P95】

子どもを含めた多世代の居場所づくりのため、播磨町社会福祉協議会に居場所コーディネートを委託し、居場所立ち上げ支援や継続支援のための情報提供や居場所開設者同士のつながりづくりのためのイベント等を行う。

(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童措置費

《こども課》

保育対策等促進補助事業【P95】

多様な保育ニーズに対応できるよう社会福祉法人が行う下記事業に対し、その費用の一部を助成する。

「延長保育事業・保育所地域活動事業・障害児保育事業・病児病後児保育事業・一時預かり事業・保育士確保事業・保育体制強化事業・保育士宿舍借り上げ支援事業・保育士等研修事業・健康診断費補助金・衛生管理対策事業」を保育所等へ交付することにより、勤務条件を向上させ保育所等が保育士を確保しやすい環境を整備する。

保育施設利用予約推進補助金を保育所等へ交付することにより、育児休業から職場に復帰する保護者の児童の受け入れ枠を一定数確保することにより、出産しやすい環境を整える。

保育対策を実施することにより、多様なニーズに対応できる。

児童手当等支給事業【P95】

次世代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援する観点から、児童手当を支給する。

(支給期間) 0歳～18歳到達後の最初の年度末まで

(手当月額) 3歳未満：月15,000円、3歳～18歳：月10,000円第3子以降の算定対象は22歳到達後の最初の年度末までとし、第3子以降は月30,000円を支給する。

(支給月) 偶数月(年6回)

子ども・子育て支援給付事業【P95】

子ども・子育て支援制度に基づき、教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育所)に対して施設型給付(私立保育園については委託費)、小規模保育事業所等に地域型保育給付を支弁することで、教育・保育施設や地域型保育施設の適正な継続運営を図り、保育を必要とする小学校就学前子どもの安定した入所を確保する。

また、教育・保育無償化に伴い施設等利用給付費を支給する。

教育・保育施設や地域型保育施設が継続運営を行うことで、多様な保育を必要としている小学校就学前の子どもの安定した入所を確保することができる。

また、施設等利用給付費を支給することにより、教育・保育給付費の支給対象でない教育・保育サービスを利用している教育・保育無償化の対象児童を持つ保護者の負担を軽減することができる。

(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 母子父子福祉費

《保険課》

母子家庭等医療費助成事業【P95】

母子家庭等の医療費の一部を助成し、母子家庭等の経済的負担を軽減することで保健の向上及び福祉の増進を図る。

(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉施設費

《こども課》

北部子育て支援センター運営事業【P 97】

播磨町の北部地域を中心に地域の子育て支援の拠点として、子育て家庭の育児不安等についての相談指導、子育てサークルの支援及び子育て情報の提供並びに在宅乳幼児親子活動等を実施し、保育園、幼稚園、こども園、地域住民と連携を図りながら、地域全体で子育て家庭の育児支援を行う。

また、仕事と家庭の両立支援及び核家族家庭の支援のために、ファミリーサポートセンターが、提供会員、利用会員の利用調整を行うことにより、地域における住民相互の援助活動を行う。

南部子育て支援センター運営事業【P 97】

播磨町の南部地域を中心に地域の子育て支援の拠点として、子育て家庭の育児不安等についての相談指導、子育てサークルの支援及び子育て情報の提供並びに在宅乳幼児親子活動等を実施し、保育園、幼稚園、こども園、地域住民と連携を図りながら、地域全体で子育て家庭の育児支援を行う。

(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童発達支援センター費

《こども課》

播磨町児童発達支援センター運営事業【P 97】

センターの運営については、プロポーザル方式で選定、令和7年3月下旬に契約する事業者へ、令和10年3月31日まで委託する。令和7年度中に、基本相談・巡回相談等の町単独事業を実施のうえ、センターを開設するとともに、令和8年4月から、児童発達支援、相談支援、保育所等訪問支援の給付事業やその他の事業を開始するために必要な人員の確保等準備を行う委託先事業者へ、委託料として必要経費の支払いを行う。

播磨町児童発達支援センター開設事業【P 97】

令和8年2月の播磨町児童発達支援センター開設に向けて、福祉会館の改装、備品の準備を行っていく。

(款) 民生費 (項) 災害救助費 (目) 災害救助費

《健康福祉課》

災害見舞金等給付事業【P 99】

本町区域内で発生した災害の被災者へ、災害見舞金等を給付する。

(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 保健衛生総務費

《保険課》

後期高齢者健診事業【P 99】

後期高齢者医療被保険者の健康の保持増進を目的に、後期高齢者健診や歯科口腔健診を実

施する。

未熟児養育事業【P 9 9】

身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とする乳児は、正常な新生児に比べて死亡率が極めて高率であり、心身の障がいを残すことも多いことから、生後速やかに適切な処置を必要とするため、医療を必要とする未熟児に対して医療費の一部を負担する。

《健康福祉課》

保健推進事業【P 9 9】

健康増進法に基づく、健康づくりの推進及び健康診査・がん検診等を実施することにより、誰もが生涯を通じて健やかに暮らすことができるよう健康水準の向上を促進し、保健衛生の推進を図る。

地域保健医療情報システム事業【P 1 0 1】

参画医療機関での医療データ及び公益財団法人加古川総合保健センターの健診データのシステム化や感染症情報の発信などを通じて、地域住民の健康増進に寄与する「地域保健医療情報システム」を維持管理し、運用する。

救急医療事業【P 1 0 1】

日曜・祝日・年末年始・夜間（小児科は準夜間）における救急診療業務を行う。

休日及び夜間においての診療業務を実施することにより、救急患者の医療不安の解消を図る。

小児慢性特定疾病児童在宅福祉事業【P 1 0 1】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による日常生活用具の支給対象とはならない小児慢性特定疾病児に対し、ネブライザー（吸入器）等の日常生活用具を給付することにより、在宅療養生活の向上を図る。

健康はりま21事業【P 1 0 1】

住民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現し、健康寿命の延伸・生活の質の向上を図ることを目的に、健康の増進を総合的・計画的に推進する。

住民が健康づくりに主体的に取り組めるよう、健康ポイントを推進するとともに、禁煙のまちづくりをめざし、禁煙治療費の助成を行う。

メディカルフロア管理事業【P 1 0 1】

播磨町駅北「セフレ播磨」公益施設（メディカルフロア）の維持管理を行う。

メディカルフロア改修事業【P 1 0 1】

播磨町駅北「セフレ播磨」公益施設（メディカルフロア）廊下の空調機器を改修し、利用

者の利便性を向上させる。

災害時医療対策事業【P101】

災害時の医療救護活動が円滑に行われるよう、医薬品等の備蓄及び体制整備を行う。

《こども課》

市町母子保健事業【P103】

母子の健康保持及び増進を図るため、健康診査・健康教育・保健指導・その他必要な支援を実施する。

令和7年度には、老朽化しているオートレフケラトメーター（3歳児健診での視覚検査機器）の購入を行う。

子育て世代包括支援事業【P103】

妊娠期から子育て期にわたるまで、さまざまな悩み等に円滑に対応するため、保健師を配置し、母子健康手帳の交付ですべての妊婦を把握し、必要な妊産婦等の支援台帳を作成し切れ目のない支援を行う。

また、保護者に対し、子育てアプリにより様々な情報を提供し、悩まずに子育てができるよう支援する。

妊産婦応援タクシー事業【P103】

妊産婦への外出支援として、妊娠期から出産後の乳児健診時頃まで使えるタクシーチケット700円×16回分を交付する。

健診の受診率向上を図るとともに外出支援体制を整え、妊娠期から産後まで切れ目なく安心して子育てができるよう支援する。

はりま産後サポート事業【P103】

地域における切れ目のない妊娠・出産支援の強化として、「子ども・子育て支援事業」の1事業である産後ケア事業が位置づけられており、退院直後の母子に対して、助産師などの専門スタッフが心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して子育てができる支援体制を整える。

また、産科医療機関や助産所等を利用する宿泊やデイサービス、また助産師による訪問支援を実施する。

産後ヘルパー事業については、子育て世帯訪問支援事業へ統合し、支援の必要な家庭に産前から切れ目のない支援や見守りを行う。

すくすく子育て事業については、育児期の親子の孤立予防のための外出のきっかけづくりとして、生後2か月から10か月の子どもとその保護者を対象とし、子育て支援センターで保育士、主任児童委員による個別面談・育児用品贈呈を行う。

妊婦のための支援給付交付金事業【P103】

全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで支援につなぐとともに、妊婦のための支援給付を実施することにより、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を一体的に実施する。

《教育総務課》

食育推進事業【P105】

住民に対し、食育について学ぶ機会や食事内容を見直す機会を提供することにより、食事から健康について考えてもらい、食生活の改善を促す。

(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 予防費

《産業環境課》

動物管理事業【P105】

狂犬病の発生予防を目的に、犬の飼い主に対し、登録及び狂犬病予防注射の重要性について啓発及び実施を促すとともに、動物の適正飼育と動物愛護の普及・啓発を行い、公衆衛生の向上を図る。

《健康福祉課》

予防接種事業【P105】

伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防し、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、子を看護するための社会的・経済的支援を目的として、各種予防接種を行う。

(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 環境衛生費

《産業環境課》

環境衛生事業【P105】

生活環境の向上を図るため、自治会が行う地域の環境美化運動に対して、春の大掃除への助成、移動式監視カメラの設置及びごみ集積場所整備補助等により支援する。

また、新島公共岸壁及び公共埠頭の清掃等を行い、生活環境の悪化防止と公衆衛生の向上を図る。

資源回収奨励事業【P107】

各種団体及びPTAが実施する資源ごみ集団回収運動に対し、奨励金を交付することにより、この運動をより一層促進し、ごみの減量と資源の有効利用を図る。

ごみ集積場監視カメラ設置事業

環境衛生事業へ統合

(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 火葬場費

《住民課》

斎場運営事業【P107】

稲美斎場「ひじり苑」の適正な維持管理を行うための費用を負担する。

また、住民の利便を図るため、死亡者を出棺場所より稲美斎場「ひじり苑」まで搬送する費用を負担する。

(款) 衛生費 (項) 清掃費 (目) 清掃総務費

《総務課》

一般廃棄物処理施設整備基金積立事業【P107】

一般廃棄物処理施設の整備資金を確保するため設置された一般廃棄物処理施設整備基金への積立てを行う。

一般廃棄物処理施設整備基金条例第4条による運用益金(利子)の積立てを行う。

(款) 衛生費 (項) 清掃費 (目) 塵芥処理費

《産業環境課》

塵芥処理一般事業

塵芥収集業務運営事業へ統合

塵芥収集業務運営事業【P107】

家庭から排出される一般廃棄物の収集運搬を行うとともにごみの減量化を推進する。

ごみ集積場整備費助成事業

環境衛生事業へ統合

大阪湾広域廃棄物埋立処分場建設事業【P107】

エコクリーンピアはりまから排出されるごみ焼却灰及び、建設廃材の埋立て処分地を確保するため、近畿二府四県の自治体により実施している広域事業に参加する。

粗大ごみ処理事業【P107】

町内から排出された粗大ごみ、不燃ごみ、ペットボトル、剪定枝・草類等を加古郡衛生事務組合で受け入れ、エコクリーンピアはりまへの運搬及び再資源化に伴う業務を行うための費用を負担する。

広域ごみ処理事業【P109】

東播臨海広域行政協議会に参加する2市2町でごみ処理の広域化に取り組み、可燃ごみ及び不燃・粗大ごみ処理施設の運営を高砂市に委託する。

可燃ごみ中継センター維持管理事業【P109】

廃棄物中継施設の適切な運営及び維持管理を行う。

ごみ収集車購入事業【P109】

老朽化したパッカー車を更新する。

(款) 衛生費 (項) 清掃費 (目) し尿処理費

《産業環境課》

し尿収集事業【P109】

一般家庭及び事業所等から生じるし尿の収集運搬を行う。

また、し尿の汲み取りに関する事務を円滑に進めるため使用している「し尿汲取管理システム」のサポート終了に伴い、新たなシステムへの移行を行う。

し尿処理場管理運営事業【P109】

加古郡衛生事務組合のし尿処理施設の管理運営及び施設改修に係る経費を負担する。

(款) 労働費 (項) 労働諸費 (目) 労働諸費

《産業環境課》

労働行政運営事業【P109】

合同机上就職面接会・説明会の開催や、事業者の奨学金返済支援制度の導入を促すことにより、町内事業者の人材確保を支援する。

また、労働者福祉協議会への補助を行い、労働者の福祉向上を図る。

シルバー人材センター助成事業【P109】

加古郡広域シルバー人材センターの運営経費に対する助成を行う。

センターによる高齢者の臨時的かつ短期的な就業機会の確保を図り、高齢者の福祉の増進と能力を活かした活力ある地域づくりに寄与する。

ゆうあいプラザ運営事業【P111】

高齢者・障がい者の複合福祉施設である「ゆうあいプラザ」を指定管理者により、適正に管理運営する。

(款) 農林水産業費 (項) 農業費 (目) 農業委員会費

《産業環境課》

農業委員会運営事業【P111】

農業委員会等に関する法律及び農地法に基づき、農業委員会の運営及び活動に関する事務を行う。

令和7年度に、農業に関する事務を円滑に進めるために使用している「農地管理システム」

を更新する。

(款) 農林水産業費 (項) 農業費 (目) 農業総務費

《産業環境課》

農業総務一般管理事業

農業振興事業へ統合

(款) 農林水産業費 (項) 農業費 (目) 農業振興費

《産業環境課》

農業振興事業【P 1 1 1】

有害鳥獣の捕獲や、優良農地の保全管理を支援することにより、農業の振興を図る。

(款) 農林水産業費 (項) 農業費 (目) 農地費

《産業環境課》

土地改良行政一般事業【P 1 1 3】

ため池関連事業の企画調整、振興及び指導に関する事務を行う。

大池改修事業【P 1 1 3】

大池西側遊歩道において、通路路肩部分が下がり、舗装面に亀裂が生じ、転落防止柵の基礎がむき出しになっているため、引き続き改修工事を行い、水辺空間の保全や活用を図る。

上の池取水設備改修事業【P 1 1 3】

播磨幼稚園の園庭拡張事業及び道路改良事業により変更される池の状況に応じて、上の池への流入経路や取水施設の改良、及び底樋の移設を行う。

《都市計画課》

地籍調査事業【P 1 1 3】

平成22年度より新島地区から、地権者と現地立会いなどを実施して、1筆ごとの土地について、その土地の所有者、地番、地目並びに境界や地積について確定させ、登記所（法務局）に、地籍図を不動産登記法第14条地図として備え付けるまでの業務を実施している。

(款) 農林水産業費 (項) 水産業費 (目) 水産業振興費

《産業環境課》

水産業振興事業【P 1 1 5】

漁業協同組合が実施する正組合員確保の取組や漁業施設等の整備を支援することにより、漁業者の経営安定を図る。

(款) 農林水産業費 (項) 水産業費 (目) 漁港管理費

《土木課》

漁港管理事業【P 1 1 5】

漁港施設の適正な維持管理を実施し良好な環境を維持するとともに、関係団体との協調に努める。

(款) 商工費 (項) 商工費 (目) 商工総務費

《産業環境課》

特定商品販売の計量立入検査事業【P 1 1 5】

商品流通が活発になる中元・年末年始時期を中心に、製造・卸売業者・小売店舗等の事業所に立ち入って商品量目の検査並びに指導を行い、適正計量の推進を図る。

(款) 商工費 (項) 商工費 (目) 商工振興費

《産業環境課》

商工業振興一般管理事業

商工業振興事業へ統合

商工業振興事業【P 1 1 5】

商工会が行う事務、事業等の必要経費に対する助成を行い、商工業の振興及び発展を図る。

また、企業立地奨励金や空き店舗等活用支援事業補助金の交付を通じて、町内への企業誘致や新規出店を促進する。

さらに、商工会や金融機関と連携を図り、経営指導や公的融資の供給を伴走支援し、小規模事業者の経営発達を支援する。

公益社団法人ひょうご観光本部、東播磨産業・ツーリズム振興協議会、兵庫県物産協会に参画し、商工業の発展に資する。

住宅リフォーム助成事業【P 1 1 7】

町内商工業者への経営支援と住宅リフォームによる快適な住環境の推進を図るため、町内業者の施工による住宅リフォームを行う者に対して助成を行う。

また、本町への移住・定住を促すため、転入者に対する住宅リフォームを支援する。

地元食材給食事業【P 1 1 7】

町内の商工、農水業の振興を図るとともに、子どもの地産地消の意識を醸成させるため、町内及び県内で生産された食材や加工品を、学校給食の食材として提供する。

ふるさと納税推進事業【P 1 1 7】

町内の地場産品を、ふるさと納税ポータルサイトを通じて全国の寄附者へPRすることにより、事業者の販路拡大を支援し、町内産業の活性化を図る。

(款) 土木費 (項) 土木管理費 (目) 土木総務費

〈総務課〉

道路用地先行取得基金繰出事業【P 1 1 7】

道路新設事業に係る道路用地の先行買収に対応するために基金を設立し、道路事業の進捗を図る。

〈都市計画課〉

官民境界協定事務事業【P 1 1 7】

官民境界申請における事前協議、調査、立会及び協定の締結を行うとともに、協定図等のデータ更新作業やシステムの保守を実施する。

公共用地等取得事業【P 1 1 7】

公共事業の用地取得を図るとともに町が管理する認定道路内の個人名義の公共用地等の整理、寄附等に伴って取得した道路敷の登記事務等を行う。

また、用地買収等に関する研修及び調査並びに報告をはじめ、用地買収関係に必要な事務を行うとともに関係諸団体との協調を図る。

〈土木課〉

土木一般管理事業【P 1 1 9】

土木事業の円滑な推進を図る。

関係する調査及び報告をはじめ、管理に必要な事務を行う。

また、補助事業の推進、予算枠の確保のため、関係諸団体との協調を図る。

港湾管理事業【P 1 1 9】

港湾施設の整備促進及び港湾の環境保全の推進を図る。

町及び新島企業の連携により新島において「リフレッシュ瀬戸内」を実施している。

また、各種団体への参加により情報収集や港湾整備の要望を行っている。

(款) 土木費 (項) 土木管理費 (目) 排水溝費

〈土木課〉

排水施設維持管理事業【P 1 2 1】

排水施設である道路側溝などの修繕を行い、良好な状態を保持する。

また、側溝清掃を行い、環境美化を図るとともに、その保全に努める。

(款) 土木費 (項) 道路橋りょう費 (目) 道路維持費

〈都市計画課〉

狭あい道路整備事業(都市計画課)【P 1 2 1】

建築基準法では、幅4m未満の道路に接して建築行為を行う場合、道路中心等からの後退(セットバック)を義務付けられているが、所有者等の自己管理に任されており、道路拡幅

が進んでいない。

この状況を改善するため、後退道路用地を寄付・無償使用契約後、当該部分の舗装等を行い、町道の道路区域とすることで、狭あい道路の整備を推進する。

《土木課》

道路維持管理事業【P 1 2 1】

道路利用者の安全を守るために点検や補修を行い、道路を良好な状態に保持する。

また、路面清掃や街路樹の管理を行い、環境美化を図るとともに、その保全に努める。

(款) 土木費 (項) 道路橋りょう費 (目) 道路新設改良費

《土木課》

道路新設改良事業【P 1 2 1】

町道古宮川端線の未整備区間の整備に着手し、道路ネットワークの形成を図る。

(款) 土木費 (項) 道路橋りょう費 (目) 橋りょう維持費

《土木課》

橋りょう補修事業【P 1 2 1】

道路橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に橋梁の点検及び修繕を行う。

(款) 土木費 (項) 河川費 (目) 河川総務費

《土木課》

河川一般管理事業【P 1 2 3】

河川事業の整備促進を図るとともに、ゲート等の点検・整備を実施し災害に備える。

河川の清掃及び草刈りを実施し、良好な環境維持を図る。

(款) 土木費 (項) 都市計画費 (目) 都市計画総務費

《総務課》

公共公益施設整備基金積立事業【P 1 2 3】

公共公益施設の整備資金を確保するため設置された公共公益施設整備基金への積立てを行う。

公共公益施設整備基金条例第4条による運用益金（利子）の積立て。

都市計画事業基金積立事業【P 1 2 3】

都市計画事業の財源を確保するため設置された都市計画事業基金への積立てを行う。

都市計画事業基金条例第4条による運用益金（利子）の積立て。

《都市計画課》

都市計画行政運営事業【P 1 2 3】

本町の健全な発展と秩序ある整備を図るため、円滑な都市計画事務を執行することを目的とする。

- (1) 都市計画の決定、変更に関する事務
- (2) 都市計画法に基づく開発指導、建築の規制の調査等に関する事務
- (3) 建築基準法に基づく建築確認申請の事前調査及び意見に関する事務
- (4) まちづくりの手法等に関する調査研究
- (5) 都市計画法第6条に基づく都市計画に関する基礎調査（県からの委託業務）
- (6) 関係諸団体との連携

公払法届出事務事業【P 1 2 3】

都市の健全な発展と秩序ある整備を推進するため、土地の先買い制度として、都市計画施設に係る土地を譲渡しようとする場合の届出及び都市計画区域内の200㎡以上の土地所有者が、地方公共団体に対して売り渡しを希望する場合の申出についての事務を行う。

土地取引関連事務事業【P 1 2 5】

土地取引の届出及び勧告、遊休土地の利用促進に関する調査を行う。

屋外広告物許可申請事業【P 1 2 5】

屋外広告物が地域の環境や景観に大きな影響を及ぼしている現状に鑑み、屋外広告物のもつ機能や役割に配慮しつつ、快適な生活空間の創造に資するため、屋外広告物の規制の周知、徹底を図る。

都市計画変更業務委託事業【P 1 2 5】

適正な土地利用や良好な市街地環境の形成等を確保するため、長期計画に整合したまちづくりを進める調査・検討及び住民との協働による住みよいまちづくりを促進する。

令和7年度においては、令和6年度に着手した立地適正化計画の策定を引き続き行い、併せて立地適正化計画との整合等を図るため都市計画マスタープランの改定も行う。

また、町東側市街化調整区域における活力維持・向上を図るための土地利用を行うため、引き続き検討を行う。

住宅耐震推進事業【P 1 2 5】

地震災害に備え、民間住宅の耐震化を推進するため、簡易耐震診断の実施、耐震改修工事等への補助、住宅無料相談を実施する。

空家等対策事業【P 1 2 5】

地域住民周辺的生活環境に悪影響を及ぼしている空家等の適正管理、有効活用についての推進及び改修等の支援を行う。

地方バス等公共交通維持対策事業【P125】

民営の路線バス事業者に補助金を交付することにより、住民にとって必要不可欠な生活バス路線の維持確保を図り、住民福祉の向上を図る。

また、令和6年10月に運行を開始した「かこバスミニ」の路線に対して運行補助金を交付し、生活路線の確保を図る。

土山駅北地区まちづくり事業【P127】

令和5年度から再スタートしたJR土山駅北地区におけるまちづくりの検討を引き続き行おうとするものである。

令和7年度は、令和5年度の成果である「まちづくりコンセプト」を基礎として令和6年度に検討した「整備誘導計画案（まちづくり基本構想）」及び「整備プログラム」に基づき、「まちづくり基本計画」の作成や各種調査を予定している。

実施予定の項目

- ・まちづくり基本計画の作成：整備区域の設定、土地利用方針、区画整理設計図概算事業費、骨格道路・駅前広場の検討
- ・各種調査：権利調査、不動産鑑定評価（前後単価）概略補償調査（移転補償費等）
- ・地元調整：土地利用意向調査、事業手法に関する勉強会

北古田周辺地区まちづくり事業【P127】

町西側調整区域（以下、「本区域」という。）においては、近傍に播磨臨海地域道路の整備が計画されており、土地利用の転換が期待されている。

上記を踏まえ、本区域全域の市街化区域編入を目指し、令和5年度より本区域のまちづくり検討業務に着手している。

令和5年度は庁内での土地利用構想の取りまとめを行い、令和6年度より本区域へ入り、権利調査、アンケート調査及び勉強会等を実施している。

これらをもとに、令和7年度は「まちづくり基本構想」を策定する。

実施予定の項目まちづくり基本調査

- ・将来像の検討
- ・まちづくり基本構想の検討
- ・まちづくり手法の検討
- ・アンケート調査
- ・地元勉強会及び説明会

《営繕課》

営繕一般管理事業【P127】

公共施設整備全般の管理事務を行う。

(款) 土木費 (項) 都市計画費 (目) 公共下水道費

《上下水道課》

下水道事業会計支出事業【P 1 2 7】

下水道事業会計における雨水処理の財源及び汚水処理等に不足する財源を繰り出す。

(款) 土木費 (項) 都市計画費 (目) 公園費

《土木課》

都市公園維持管理事業【P 1 2 7】

安全かつ快適で、利用しやすい公園にするため、施設や樹木等の適正な管理運営を行う。

自治会公園管理事業【P 1 2 9】

自治会が管理する公園又は広場において、その施設の維持に要する費用及び児童遊園又はこれに付属する設備を設置、改良又は修理に要した費用の一部を補助する。

都市公園新設改修事業【P 1 2 9】

公園利用者の安全を守るために、計画的に老朽化した施設の更新・改修を行う。

(款) 土木費 (項) 都市計画費 (目) 緑化推進費

《土木課》

緑化推進事業【P 1 2 9】

潤いあるまちづくり実現のため、身近な公共用地を提供して花と緑で飾るまちづくりを推進する。

また、記念樹を配布し、緑化の推進及び緑化意識の向上を図る。

緑化基金積立事業（土木課）【P 1 2 9】

緑化の推進及び緑の保全を図るために設置された緑化基金への積立てを行う。

また、緑化基金条例第4条による運用益金（利子）の積立ても行う。

(款) 土木費 (項) 住宅費 (目) 住宅管理費

《健康福祉課》

町営住宅施設維持管理事業【P 1 2 9】

家賃の決定及び変更、入居者の募集、選考及び決定、家賃及び敷金の徴収、徴収猶予及び減免の承認、住宅の修繕、収入超過者に対する措置等を行う。

町営住宅建設及び補修基金積立事業【P 1 2 9】

町営住宅の建設及び補修の資金を確保するため設置された住宅建設及び補修基金への積立てを行う。

住宅建設及び補修基金条例第4条による運用基金（利子）の積立て。

(款) 消防費 (項) 消防費 (目) 常備消防費

《危機管理課》

常備消防事務委託事業【P 1 2 9】

加古川市に消防事務を委託し、火災の予防及び消火活動の充実並びに救急活動の強化を図り、住民生活の安全を確保する。

産業保安事務委託事業【P 1 3 1】

加古川市に産業保安事務を委託し、火災予防の観点から一貫した指導と消防法により届出義務が課せられている事務処理を行う。

消防署播磨分署維持管理事業【P 1 3 1】

播磨分署の適正な維持管理を行う。

(款) 消防費 (項) 消防費 (目) 非常備消防費

《危機管理課》

消防団活動事業【P 1 3 1】

消防団員の身分補償及び訓練、礼式、操法大会及び講習会等を実施し、消防団員の知識、技術の向上を図る。

消防施設維持管理事業【P 1 3 1】

消防活動に必要な施設の維持管理事業として、消火栓維持管理及び消防設備の点検・整備を行うことにより、住民生活の安全を確保する。

また、自治会が設置するAED(自動体外式除細動器)の購入経費を補助することにより、AEDの普及促進を図るとともに、24時間利用できるコンビニエンスストアにAEDを設置することにより、安心して暮らせるまちづくりを推進する。

消防車管理事業【P 1 3 1】

消防団本部及び各分団に配備している消防自動車を適正に維持管理することにより、円滑な消防活動の実施を図る。

消火栓ホース格納箱新設取替事業【P 1 3 1】

老朽化した消火栓ホース格納箱やホース等の取替え、また必要な場所に新設することにより、消防力を強化し、初期消火活動に備える。

消火栓新設事業【P 1 3 1】

消火栓が不足している所に新設することにより、消防水利の拡充を行い消防力の強化充実を図る。

(款) 消防費 (項) 消防費 (目) 水防費

《危機管理課》

水防活動事業【P 1 3 3】

播磨町水防計画に基づく水防活動を行い、水害による被害の軽減を図る。

(款) 消防費 (項) 消防費 (目) 災害対策費

《危機管理課》

災害対策活動事業【P 1 3 3】

播磨町地域防災計画等に基づく災害防御、救出活動を行い、被害の軽減と鎮圧を図り、住民生活の安全を確保する。

平常時は地域防災計画等に基づく各種予防事業を実施し、防災行政無線等防災施設の維持管理や播磨町備蓄計画に基づく物資の備蓄を行う。

自主防災組織育成事業【P 1 3 3】

大規模災害時において、被害を最小限度に食い止めるためには、発災直後の初期消火活動や救助活動が不可欠であることから、自主防災組織が効果的かつ実践的な地域ぐるみの防災活動や防災訓練を展開できるよう、組織間の連携・強化を進めるための支援を行う。

また、自主防災組織等の地域防災力の向上を目的として、防災士資格を取得し、将来にわたって地域防災活動に貢献する意思を有する者に対して助成を行う。

防災計画推進事業【P 1 3 3】

播磨町地域防災計画について、防災関係機関に意見を聴くとともに、防災会議を開催し、実態にあった計画の修正を行い、防災体制の強化と充実を図る。

(款) 教育費 (項) 教育総務費 (目) 教育委員会費

《教育総務課》

教育委員会委員活動事業【P 1 3 5】

教育行政の円滑な運営のため、教育委員会の事務事業について合議し、執行する。

(款) 教育費 (項) 教育総務費 (目) 事務局費

《教育総務課》

事務局一般管理事業【P 1 3 5】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律、その他関係法規に基づき、教育委員会の権限に属する事務事業を円滑に行う。

また、教育行政の基本資料とするために、こども園、幼稚園、小学校及び中学校に関する基本的な事項の調査を行う。

学校給食審議会運営事業【P 1 3 7】

播磨町学校給食審議会が行う播磨町の学校給食の実施に関する重要な事項の調査、審議を

円滑に行う。

(款) 教育費 (項) 教育総務費 (目) 教育指導費

《地域学校教育課》

教育研究指導事業【P 1 3 7】

教職員は、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた学校運営及び授業実践を行う。

そこで、授業改善、道徳教育の充実、小・中学校における外国語教育、ICTの活用、特別な支援を必要とする児童生徒等への対応などの課題に対して、主体的に資質・能力の向上等の研修に取り組む。

特に、学校教育の根幹となる命や人権を大切にす教育等、道徳教育の充実に向けた研修を行うことで、児童生徒が夢と志を持ち、自立（自律）して社会で生き抜く力を育成する。

令和7年度には、以下について重点研修及び実践を推進する。

- ・ 幼児期から小中学生児童生徒の学びを一貫した外国語教育の在り方についての調査研究
- ・ 運動器を中心とした児童生徒の体力向上についての調査研究
- ・ 幼稚園こども園教職員指導力向上のため、園内研修の充実を図る

(令和7・8年度播磨西こども園で東北播磨幼稚園研究発表会を予定)

児童生徒就学事務事業【P 1 3 7】

児童生徒の就学に関する事務を行う。

教育支援委員会を年度内2～3回開催し、適正な就学事務手続きを行う。

令和6年度には、約180名の児童生徒に係る教育支援委員会を開催した。

法に則り、適正に就学させている。

青少年健全育成事業【P 1 3 7】

青少年の健全育成のため、少年補導委員の委嘱とその活動、並びに播磨町内の2中学校の青少年育成推進委員会への補助を行う。

社会の急激な変化に伴い、子どもを取り巻く環境は複雑化・多様化している。

また、家庭や地域社会の教育力も低下し、子どもたちを守り育てる土壌が必要とされている。

そのような中、実質的な活動団体の青少年育成推進委員会は、「播磨町の子どもは播磨町で育てる」という気運の醸成にも、大きく貢献している団体である。

令和7年度には、小学1年生を対象に希望者には見守りタグ補助執行をする。

安心安全な通学支援の一役を担うものとなる。

新1年生においては、月額料金を町が負担し、その後2年生以降は、各家庭が必要に応じて継続契約を行う。

子ども美術展事業【P 1 3 7】

幼稚園児・小学校児童・中学校生徒の造形感覚、創造性を育成するため、絵画等の展示を行う。

幼稚園及びこども園から中学校まで一貫した作品を展示することで、子どもの造形活動に対する関心を高めることができています。

また、来場者数やアンケートから、住民の造形教育への大きな期待も伺える。

平成25年度から東はりま特別支援学校の参加が実現し、より一層充実した内容になっている。

学力向上推進事業【P139】

小・中学生の学力向上は喫緊の課題である。

そのために、学力向上推進委員会において、各種取り組みを推進する。

児童生徒の学力に関する評価指標をもち、それをもとに一人一人の学力向上を目指す。

その学力向上には、児童・生徒の教科学力と生活・学習習慣との相関から課題を明らかにするため、学力調査を実施し、一人一人の経年変化を見ることで、学びの伸びや課題を把握することができる。

さらに、学力調査分析をもとに教員の授業改善及び指導力向上を図る一助となる。

外部検定を積極的に活用することにより、家庭の教育力向上を図る。

その方策として、日本語（漢字）、英語及び数学（算数）の能力の向上や家庭における学習習慣の定着、個々の最適な学びを推進することを目的に、公益財団法人が主催する受検を啓発し、その受検費用の一部を助成する。

子ども支援事業【P139】

令和6年度より「こども支援センター」を設置している。

きめ細やかな指導や一人一人に寄り添った多様な学びの実現に向け、生徒指導関係、不登校関係、発達（子育て）関係の支援について効率的・効果的な連携を図っていく。

また、SCや多文化共生サポーターを配置することで、児童生徒の心理的なサポートや外国にルーツをもつ家庭への支援など、個に応じた対応を行っていく。

読書活動推進事業【P139】

播磨町教育振興基本計画に基づき、読書習慣を定着させ、「豊かな感性の涵養」に努めるとともに、学力の基本要素である「読む力」及び「自ら解決していく力」の育成を図る。

蔵書のデータベース化を活かし、それに伴う計画的な蔵書増、子どもの読書熱を高め、読書習慣を身につけさせるために有効である。

各教科の調べ学習等で資料を活用し、効果的な学習活動を推進する。

また、町立図書館との連携により、スムーズな図書室運営に努める。

令和7年度には、図書館を使った調べる学習コンクールを個別最適な学習の一方策として考え、町内小中学生の積極的な応募を促す仕組みづくりを構築し、応募総数の増加を図る。

障害児童生徒通学支援事業【P139】

肢体不自由特別支援学校への就学が適切とされた児童生徒で、医療的ケアが常に必要な児童生徒については、保護者が医療的ケアに専念し、安全に通学できるよう介護タクシー等の

利用を支援することで、保護者、児童が安全に通学できる環境を構築する。

サポートチーム播磨推進事業【P139】

各小中学校に、学校生活サポーター（SS）や有償ボランティア等を配置（派遣）し、子どもたち一人一人の個性や能力の伸長を図るとともに、自立して生涯をたくましく生き抜く力の育成を目指し、児童生徒の学校生活全般の支援に努める。

また、専門教育サポーター（ICT教育支援員・学校司書・個別学習指導員）を配置し、新学習指導要領で提唱されている新たな教育への対応と充実を図る。

令和6年度より上記に加え、授業補助や休み時間をサポートする学生ボランティア（有償）を導入し、基礎・基本の定着を図れるよう、きめ細やかな支援体制を構築する。

学生ボランティア（有償）は、地域人材発掘もかねており、今後の播磨町を担う人材確保にも努める。

「チーム播磨町」として、子どもたち一人一人にきめ細かく丁寧に対応することで、子どもたちの充実した学校生活を保障するとともに、健やかな成長に寄与できる。

学校情報化推進事業【P139】

小中学校におけるICT環境等の維持・管理並びに整備・充実を図り、教育の情報化を推進する。

ICT機器を効果的に活用することにより、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図り、児童・生徒の「主体的・対話的で深い学び」が実現できるとともに、子どもたちの情報活用能力の育成に資する。

児童生徒一人一台タブレット端末を令和3年度より整備。

・新センターサーバー・校務用PC・大型ディスプレイ・各教室PC・高速インクジェット複合機（印刷機）・上記にかかる保守・校務支援システム（家庭連絡ツール、自動採点システム）・学習支援システム・学習システムドリル

※令和8年度には、一人一台端末タブレットを更新する。年度当初から活用するため、令和7年度から準備する。

※平成30年度にドローンを導入し、小学4年生を中心にプログラミング学習を展開。機器破損や経年劣化により主体的対話的な授業展開ができることから、令和7年度再整備する。

放課後における補充学習等推進事業

令和7年度より、サポートチーム播磨推進事業及び地域学校協働活動推進事業に事業を振り替える。

播磨町学校運営協議会設置事業【P139】

学校運営に地域の声を積極的に生かし、学校と地域が一緒に協働しながら特色ある学校づくりを推進するために、各小中学校に学校運営協議会制度を導入する。

社会総がかりで教育を実現する上で、これからの学校は「開かれた学校」から更に一步踏み出し、地域でどのような子供たちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジ

ョンを地域住民等と共有し、地域と一体となって子供たちをはぐくむ「地域とともにある学校」へ転換していく。

令和5年度には全小中学校において学校運営協議会を設置し、令和6年度には、学校と地域の橋渡しをするコミスクコーディネーターを配置した。

今後は、学校と地域が連携・協働した活動を展開し、教員の働き方改革及び学校を核とした地域の活性化をめざす。

いじめ防止対策推進事業【P139】

播磨町いじめ防止対策推進条例に基づき、いじめ問題等の防止対策を総合的かつ効果的に推進する。

いじめ防止等のための対策は、児童生徒の生命及び心身を保護し、児童生徒をいじめから確実に守るとともに、児童生徒のいじめに関する理解を深め、いじめの解決に向けて主体的に行動できるようにする。

不登校対策事業【P139】

長期欠席者の社会的自立を目指して、それぞれが持つ個性と能力の伸長を図りながら自己肯定感を醸成する。

不登校になっている児童・生徒は、多様な問題を抱えている。

そこで、児童・生徒の相談する場や学校以外の居場所づくりの一環として事業を展開する。

また、様々な支援を必要としている児童・生徒に、学校復帰も見据えながら、個に応じた適切な支援を行う。

令和5年度よりコミセンサテライトをスタートさせ、教育支援センターと情報共有を行いながら、きめ細やかな指導や一人一人に寄り添った多様な学びの実現に寄与する。

2025 大阪・関西万博児童生徒校外学習事業【P141】

2025年日本国際博覧会協会は、一人ひとりが互いの多様性を認め、「いのち輝く未来社会のデザイン」を実現するため8つのテーマ事業を設定し、令和7年4月13日（日）～10月13日（月）の184日間、2025年大阪・関西万博が開催される。

万博では新しい技術や商品が生まれ、生活が便利になるきっかけとなる。

これらの実現に向けた取り組みを小中学生が体験や見学をすることにより、夢と志を持ち、自立（自律）して社会で生き抜く力の育成の一助となることを願う。

播磨町特色ある学校づくり推進事業【P141】

各小・中学校長がリーダーシップを図り、教職員と地域とが一体となった特色ある学校づくりを推進する。

教員一人一人が課題認識を共有し、日々の教育に携わる学校づくりを推進することで、子どもたちの学力はもちろん、信頼される学校づくりの構築に寄与できる。

令和6年度までは、播磨町教育委員会指定校事業としていたが、播磨町教育委員会指定校事業終了に伴い、名称を新しくする。

(款) 教育費 (項) 小学校費 (目) 学校管理費

《教育総務課》

小学校運営事業【P 1 4 1】

小学校の児童の健全な育成に主眼をおき、教育内容の充実及び小学校の円滑な運営を行う。

小学校保健衛生事業【P 1 4 3】

学校保健安全法第 1 3 条及び第 1 5 条に基づく健康診断を実施、また、学校保健安全法第 2 3 条に基づく学校医等を配置することで、児童及び教職員の健康の保持及び増進を図る。

小学校施設維持管理事業【P 1 4 3】

円滑な学校運営を推進するため、学校施設及び施設の適切な維持管理と学校内の保安保持等を行う。

小学校備品整備事業【P 1 4 3】

児童が良好な環境のもとで教育が受けられるよう、小学校運営用及び教科用の各種備品の整備を行う。

交通安全街頭指導事業【P 1 4 3】

通学路の町内 1 8 箇所に交通安全街頭指導員を配置し、登下校（園）時における幼児・児童・生徒等に対し現地（街頭）での指導を行う。

小学校遊具整備改修事業【P 1 4 5】

国土交通省の指針に沿って策定された「遊具の安全に関する基準」に基づき、点検・評価を行い、けがや事故の要因につながる遊具については更新や補修等の措置を行う。

(款) 教育費 (項) 小学校費 (目) 教育振興費

《教育総務課》

小学校就学援助事業【P 1 4 5】

心身ともに健全な児童の育成を図るため、経済的理由により就学が困難な児童に対し、学用品費、給食費等を援助し、児童の就学意欲を増進している。

《地域学校教育課》

小学校教育振興事業【P 1 4 5】

学習指導要領に基づき、円滑な教育活動を推進するため、教材等を揃え、教育内容を充実させる。

授業効果を高め児童の基礎・基本的な学習理解を助けている。

学校教育に必要なものを揃え、円滑に教育活動を推進することができる。

令和 6 年度には、小学校教科用図書改定があり、指導用教科書を計上した。

次回改定（令和 1 0 年）時にも必要経費となる。

また、円滑な授業展開ができるよう教師用副教材費も計上する。

令和7年度から、これまで校外活動及び修学旅行等において、児童引率業務を担っている教職員が入場料や活動費を自己負担していたものを補助執行する。

小学校運動会において、児童用テントを設置することにより熱中症対策等安全を講じた学校行事遂行に寄与する。また、テントは災害用としても活用する。

小学校体験活動事業【P145】

小学校3年生の環境体験事業と小学校5年生の自然学校を一本化し、小学校体験活動とし、体験活動のねらいである命の大切さなどを発展的、系統的に学ぶようにする。

3年生の環境体験においては、自然に触れ合う体験型環境学習を通して、命の大切さや自然の美しさなどに感動する心など、精神的な豊かさを学習し、5年生の自然学校においては、学習の場を豊かな自然の中に移し、様々な活動を実施する。

また、各学校の創意工夫を生かした特色ある事業が実施可能である。

(款) 教育費 (項) 中学校費 (目) 学校管理費

《教育総務課》

中学校運営事業【P145】

中学校の生徒の健全な育成に主眼をおき、教育内容の充実及び中学校の円滑な運営を行う。

中学校保健衛生事業【P147】

学校保健安全法第13条及び第15条に基づく健康診断を実施、また、学校保健安全法第23条に基づく学校医等を配置することで、生徒及び教職員の健康の保持及び増進を図る。

中学校施設維持管理事業【P147】

円滑な学校運営を推進するため、学校施設及び設備の適切な維持管理と学校内の保安保持等を行う。

中学校備品整備事業【P147】

生徒が良好な環境のもとで教育が受けられるよう、中学校運営用及び教科用の各種備品の整備を行う。

播磨南中学校西校舎大規模改造事業【P147】

老朽化した播磨南中学校西校舎の改修工事を実施することにより、安全で快適な学習環境の充実に努める。

(款) 教育費 (項) 中学校費 (目) 教育振興費

《教育総務課》

中学校就学援助事業【P147】

心身ともに健全な生徒の育成を図るため、経済的な理由により就学が困難な生徒に対し、

学用品費、給食費、修学旅行費等を援助する。

《地域学校教育課》

中学校教育振興事業【P 1 4 7】

学習指導要領に基づき、円滑な教育活動を推進するため、教材等を揃え、教育内容を充実させる。授業効果を高め生徒の基礎・基本的な学習理解を助けている。学校教育に必要なものを揃え、円滑に教育活動を推進することができる。

令和7年度には、中学校教科用図書改定があり、指導用教科書を計上する。次回改定（令和11年）時にも必要経費となる。また、円滑な授業展開ができるよう教師用副教材費も計上する。

令和7年度から、これまで校外活動及び修学旅行等において、生徒引率業務を担っている教職員が入場料や活動費を自己負担していたものを補助執行する。

中学校体育大会において、生徒用テントを設置することにより熱中症対策等安全を講じた学校行事遂行に寄与する。テントは、小学校保管分（令和6年度補正）を活用し、設置業務委託する。

「トライやる・ウィーク」事業【P 1 4 9】

自己を見つめ、自分の生き方を考え、心豊かにたくましく生きる力を育むため、中学2年生全員を対象に、1週間の体験活動を実施する。

トライやるウィークは、地域での活動として定着している。

トライやるウィーク推進連絡協議会において、新たな生徒の活動場所の開拓を行い、学校と地域が連携しながら有意義な体験活動を目指す。

中学校部活動地域展開推進事業【P 1 4 9】

部活動の地域展開について地域活動団体等へ委託する。

令和5年度から3年間は休日の部活動地域移行期間であるが、令和8年度完全実施に向けて、播磨町の中学生にとって充実した活動になるよう推進する。

運動部活動については、総合型地域スポーツクラブを中心として競技スポーツと生涯スポーツを含めた多様なニーズに柔軟に対応するとともに、文化部活動については地域活動団体等と一体となることができる活動組織の構築に努める。

令和6年度には、スポーツ庁及び文化庁実証研究事業として委託を受けている。

今後も調査研究を進め、よりよい部活動地域展開となるよう模索する。

中学校部活動地域展開支援事業【P 1 4 9】

部活動地域展開について地域活動団体等へ委託する。

令和5年度から3年間は休日の部活動地域移行期間であるが、令和8年度完全実施に向けて、播磨町の中学生にとって充実した活動になるよう推進する。

運動部活動については、総合型地域スポーツクラブを中心として競技スポーツと生涯スポーツを含めた多様なニーズに柔軟に対応するとともに、文化部活動については地域活動団体

等と一体となることができる活動組織の構築に努める。

本事業において支援することで、部活動地域展開へと円滑にかつ加速させることができる。

(款) 教育費	(項) 幼稚園費	(目) 幼稚園費
---------	----------	----------

《こども課》

幼稚園運営事業（こども課）【P 1 5 1】

町立幼稚園・認定こども園の園児の健全な育成に主眼をおき、教育内容の充実及び町立園の円滑な運営を行う。

令和7年度より新たに、幼稚園・認定こども園の教諭が教育・保育に係る知識や技能を習得するための研修の運営を外部の専門職に委託する。園での日々の遊びの時間の中で、園児の体幹機能の向上を図ることができきような環境設定等、教諭の技術の向上を図る。

幼稚園保健衛生事業（こども課）【P 1 5 1】

園の運営に必要な衛生用品、学校環境衛生検査に係る消耗品、感染症予防対策用品等を購入し、学校保健安全法に基づく学校環境衛生基準に照らして、町立幼稚園及び認定こども園の適切な環境の維持向上を図る。

また、アレルギー疾患に対する配慮が必要な園児が安心して園生活を営める環境を整備するために「学校生活管理指導表」の作成料の全部又は一部を助成することで、保護者の経済的な負担を軽減する。

幼稚園施設維持管理事業【P 1 5 1】

町立幼稚園・認定こども園の円滑な園運営を推進するため、施設の適切な維持管理と園内の保安保持等を行う。

町立園運営の円滑な遂行につながっている。

幼稚園運営用備品整備事業【P 1 5 1】

園児が良好な環境のもとで、教育が受けられるよう町立幼稚園・認定こども園運営用備品の整備を行う。

園児が良好な環境のもとで教育が受けられるようになり、園児の学習効果をあげる。

幼稚園一時預かり事業【P 1 5 1】

町立幼稚園・認定こども園を利用している家庭において、教育時間終了後や夏休み等に、日常生活上突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難な場合、町立園において児童を一時的に預かる。

保護者の急病や家庭の事情、また就労のために長時間の保育が必要になる場合、安心して子育てができる。

幼稚園遊具整備改修事業【P 1 5 1】

国土交通省の指針に沿って策定された「遊具の安全に関する基準」に基づき、点検・評価

を行い、けがや事故の要因につながる遊具については更新や補修等の措置を行う。

園児の安全確保及び健全育成を図る。

《教育総務課》

幼稚園保健衛生事業（教育総務課）【P 1 5 3】

学校保健安全法第 1 3 条及び第 1 5 条に基づく健康診断を実施、また、学校保健安全法第 2 3 条に基づく園医等を配置することで、園児及び教職員の健康の保持及び増進を図る。

幼稚園運営事業（教育総務課）【P 1 5 3】

日本スポーツ振興センター災害給付掛金を負担するなど町立幼稚園及び認定こども園の運営を適正に執行する。

(款) 教育費 (項) 社会教育費 (目) 社会教育総務費

《協働推進課》

社会教育推進委員設置事業【P 1 5 3】

自治会等における住民の自主的な文化活動やスポーツ、レクリエーション活動の推進及び各種社会教育事業の連絡調整を行う。

青少年育成事業【P 1 5 3】

青少年の健全育成を図るため、青少年問題協議会の開催や子ども会育成連絡協議会等の青少年団体の育成・支援、青少年健全育成の啓発活動等を行う。

文化行事開催事業【P 1 5 3】

美術展、菊花展、文化祭等の開催を支援し、住民の芸術文化への理解と関心を高め、芸術文化活動の推進を図る。

学校開放管理運営事業【P 1 5 5】

小学校と中学校の体育施設及び播磨小学校と蓮池小学校のプールを夏季の水泳施設として開放し、播磨町在住、在勤者等を対象に住民のふれあいや健康増進、学習の場、子どもの居場所としての活用を図り、学校施設の有効利用を図る。

大中遺跡まつり事業【P 1 5 5】

国指定史跡「大中遺跡」をブランド化し、各種遺跡の啓発事業を総合的・一体的に実施するとともに、特色のある古代のまつりを通して播磨町の魅力を町内外へ発信し、ふるさとへの愛着や誇りを育むことを目的とした「大中遺跡まつり」を開催する。

二十歳のつどい開催事業【P 1 5 5】

20歳の門出を祝い、郷土愛を深める機会として、「二十歳のつどい」を開催する。

《地域学校教育課》

社会教育委員設置事業【P 1 5 5】

社会教育委員会は、社会教育法に基づき、社会教育に関する諸計画の立案や教育委員会の諮問に応じて研究調査をし、答申する。

社会教育委員は、学識経験者や学校関係者、社会教育関係者等に委嘱しており、それぞれの立場から、社会教育に関する諸計画の立案や調査研究を行い、また、教育委員会や社会教育団体、指導者へ助言するなど、社会教育の推進に貢献している。

家庭教育啓発事業

地域学校協働活動推進事業へ統合

地域の教育力向上事業

地域学校協働活動推進事業へ統合

社会教育一般管理事業【P 1 5 5】

社会教育事業全般の管理事務を行う。

地域学校協働活動推進事業【P 1 5 5】

地域住民や豊富な社会経験を持つ外部人材の協力を得ながら、小学校においては、全学年を対象に、子どもの安全・安心な放課後の居場所づくりを進める。

学校・家庭・地域が連携して地域社会全体で教育支援活動を実施することで、地域のつながりや絆が強化され、地域の教育力の向上につながる。

そして、家庭教育支援も同時に行える仕組みづくりを構築する。

また、学校・家庭・地域の橋渡し役として、コーディネーターを配置し、好循環な「まちづくり」を目指す。

さらに、イベントの企画運営を通して支援者のネットワーク構築や新たな支援者の発掘・育成を行い、地域の教育力の向上、さらには地域全体の活性化へとつなげる。

令和7年度より家庭教育及び地域の教育力向上事業を統合

(款) 教育費 (項) 社会教育費 (目) 公民館費

《協働推進課》

公民館管理運営事業【P 1 5 5】

中央公民館が、「つながり、学び、活動が循環する場」の拠点となるため、指定管理者により、適正に管理運営する。

コミュニティセンター管理運営事業【P 1 5 7】

住民が主体的に学習し、交流する地域活動等の拠点施設であるコミュニティセンターを指定管理者により、適正に管理運営する。

東部コミュニティセンター整備事業【P157】

昭和51年の建築より約47年を経過し、老朽化が著しく進行する東部コミュニティセンターにおいて、多世代が気軽に立ち寄れる、地域環境と調和した生涯学習と交流の拠点となる新たな施設を整備する。

令和3年度に基本構想を作成。

令和4年度に基本計画を作成。

令和5年度から令和6年度にかけ基本設計・実施設計を作成。

令和6年度に工事を開始し、令和7年度に施設完成予定。

古田西公民館（旧西部コミュニティセンター）解体事業【P157】

昭和49年の建築より約49年を経過した、旧西部コミュニティセンター（現古田西公民館）について、建物の老朽化が進行している状況等を踏まえ、古田西自治会との協議を重ねた結果、令和4年6月に下記スケジュールでの解体、賃貸借をする予定となった。

令和5年度…当該土地の分筆作業

令和6年度…建物の解体に係る実施設計を作成

令和7年度…既存の建物の解体

令和8年度…古田西自治会との間において土地の賃貸借契約を締結

(款) 教育費 (項) 社会教育費 (目) 人権教育費

《協働推進課》

男女共同参画推進事業【P157】

女性の潜在力を活用し、暮らしやすい社会、活力ある社会をつくるため、関係機関と連携し女性の社会参加を支援する。

また、性別にとらわれず、多様な生き方を尊重することができる社会を目指し、住民意識の醸成を図る。

《地域学校教育課》

人権教育啓発事業【P157】

(1) 部落差別をはじめあらゆる差別の解消に向け、ふれあいや交流を通して、よりよい人間関係づくりを目指す地域住民の主体的な活動を支援する。

(2) いきいきフォーラムの実施、各種資料の作成・貸出・講演会・研修会・交流会など、多彩な実践活動を通じて人権尊重の意識の向上を図る。

(3) 住民の人権啓発活動や交流活動等、主体的な人権尊重の地域づくり事業に要する経費の一部を補助する。

いきいきフォーラムを既存の自治会活動に位置づけ、よりよい人間関係に向けた様々な取組が定着しつつあるが、その成果を次年度へ生かせるように、いきいき活動推進委員の研修や自治会長との合同研修会での協議を充実させる。

さらに、人権尊重の地域づくり事業については、より分かりやすい説明やPRに努め、申請する自治会数を増やす。

人権教育研究事業【P157】

(1)人権教育における推進・啓発方法、学習内容、評価等について研究協議する。

(2)播磨町人権教育基本方針の趣旨を達成するための、より効果的な推進方法の工夫、学習内容の系統化、適切な評価を行う。

人権教育及び啓発の基本となる「播磨町人権教育基本方針」は1999（平成11）年に策定、2009（平成21）年に改定したが、急速な社会変化に伴い、より現状に沿った内容とするため2020（令和2）年に改定し、更なる人権教育の推進を図る。

令和7年度には、東北播人権教育研究大会を播磨町で開催する。

講師を招聘した研修会及び東播磨と北播磨地域の方々とともに人権教育について研究協議の場をもつ。

(款) 教育費 (項) 社会教育費 (目) 文化財保護費

《郷土資料館》

文化財保護啓発事業【P159】

愛宕塚古墳をはじめとする文化財の適切な管理を行い、郷土の文化財への興味や関心、保護意識を高める。

文化財保護審議会運営事業【P159】

文化財保護法の規定に基づき、町内にある文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査・審議し、建議する。

まちの先覚者顕彰事業【P159】

郷土の先覚者に関わる歴史的文化遺産の保存や資料等の調査・収集及び啓発パンフレット等の作成を行い、住民に広報する。

埋蔵文化財管理運営事業【P159】

大中遺跡をはじめ、町内から出土した土器等の遺物を適切に管理するとともに、土木工事、建設工事等の開発事業に対し、埋蔵文化財に関する指導や調査を行い、貴重な文化財を保護する。

文化財保存管理資料構築事業【P159】

町内に点在する石造物は図化記録されておらず、経年劣化による摩耗や大規模災害による倒壊等に備え、保存や復元措置の対応が急務であることから、指定文化財等の石造物の現状を把握し3Dデータ化を行う。

また、適正に文化財を保存するため、資料化に必要な人員の配置、収蔵品の適正な保管、古文書等資料デジタル化の構築を行う。

市街化調整区域（北古田周辺地区）文化財発掘調査事業【P159】

市街化調整区域である北古田周辺地区には、新井用水や古田住吉神社などの歴史文化資源

が存在する。そのため、今後計画されている都市開発実施前に埋蔵文化財に関する調査を行い、貴重な文化財を保護する。

(款) 教育費 (項) 社会教育費 (目) 図書館費

《地域学校教育課》

図書館管理運営事業【P159】

図書館サービスの充実、向上を図り、施設及び設備を適正に維持管理するため、指定管理者により図書館の管理運営を行う。

指定管理者のノウハウを生かした運営により、多様なニーズに対応したサービスを提供し、住民の教育と文化の発展に寄与する。

宮部文庫設置事業【P159】

宮部一夫氏からの寄附金により設置した図書館の特別コーナー「宮部文庫」の魅力を継続させるため、配架する図書を追加購入する。

(款) 教育費 (項) 社会教育費 (目) 資料館費

《郷土資料館》

郷土資料館管理運営事業【P161】

郷土の歴史、考古、民俗等に関する調査研究及び資料の収集・展示、知識の普及等に関する事業を行う。

郷土資料館施設維持管理事業【P161】

郷土資料館を安全で快適な施設として維持管理し、効率的かつ経済的に管理業務を行う。

文化財活用推進事業【P161】

特別展、親子文化財教室、歴史講座などの歴史・文化遺産を活用した展覧会や教室を開催する。

特別展は、大中遺跡をはじめとする文化財、地域の歴史、風土や文化等の中からテーマを選定し、特色ある展覧会を開催する。

親子文化財教室は、資料館の特性（古代出土品や町内偉人関係を展示・大中遺跡公園に隣接・町内文化歴史の継承）を活かした、体験学習の場を企画する。

歴史講座は、住民の興味・関心の高いテーマを中心に、郷土の歴史や文化、文化財等に関する講座を年3回開催する。

また、特別展と関連した講座を開催することで特別展への理解を深める。

別府鉄道リニューアル事業【P161】

郷土資料館に屋外展示している別府鉄道車両について、貨車の寄贈申出があったため、現在の機関車・客車の後ろに貨車を連結して展示、公開するための整備工事を実施する。

(款) 教育費 (項) 保健体育費 (目) 保健体育総務費

《協働推進課》

スポーツ推進事業【P163】

スポーツ推進委員の設置並びに各種スポーツ・レクリエーション大会や教室の開催及びスポーツ指導者の育成等に努め、スポーツ・レクリエーションの日常化を推進する。

また、中学校部活動の地域移行をはじめとして本町における新たなスポーツ環境を再整備するため、特定非営利活動法人スポーツクラブ21はりまの機能充実を図ることを目的に、地域指導者の質的向上に向けて研修制度を充実させる。

(款) 教育費 (項) 保健体育費 (目) 体育施設費

《協働推進課》

スポーツ施設管理事業【P163】

総合体育館をはじめとするスポーツ施設を指定管理者により適正に管理運営し、住民のスポーツ・レクリエーション活動の推進を図る。

総合体育館大体育室空調設備整備事業【P163】

総合体育館の大体育室に空調設備を設置することで、施設利用者の熱中症リスク等を低減し、安全かつ快適にスポーツを楽しめる環境を整備する。

また、照明機器も老朽化が進み、保守が困難となっていることから、支柱及び照明機器の改修を実施し、利用者が安全かつ快適にスポーツを楽しめる環境を整備する。

(款) 教育費 (項) 保健体育費 (目) 学校給食費

《教育総務課》

学校給食事業【P163】

町立認定こども園、小学校、中学校の園児児童生徒に安心安全な給食を提供する。

学校給食費調整基金積立事業【P165】

本町が実施する学校給食における給食用物資の確保に資するため設置された学校給食費調整基金への積立てを行う。

幼稚園給食配膳室整備事業【P165】

令和8年度から実施する幼稚園給食に向けて播磨幼稚園、蓮池幼稚園に給食配膳室を整備する。

あわせて食器、食缶、配膳カート等必要な備品等を購入する。

(款) 公債費 (項) 公債費 (目) 元金

《総務課》

一般会計借入金元金償還事業【P165】

公共事業の財源として借り入れた町債の元金の償還を行う。

(款) 公債費 (項) 公債費 (目) 利子

〈総務課〉

一般会計借入金利子償還事業【P 1 6 5】

公共事業の財源として借り入れた町債の利子の償還を行う。

国民健康保険事業特別会計

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 一般管理費

《保険課》

国民健康保険一般管理事業【P 1 7 6】

国民健康保険事業の円滑な運営を図るため必要な総括的な事務を行う。

(款) 総務費 (項) 徴税費 (目) 賦課徴収費

《税務課》

国民健康保険税賦課事業【P 1 7 6】

法律又は条例などの法規に定める課税要件に応じて、国民健康保険の被保険者に対して賦課徴収事務を行う。

《債権管理課》

国民健康保険税徴収事業【P 1 7 6】

国民健康保険税の収納、管理事務を行う。

未納者に対して催告状等を発送し、差押等滞納整理を執行し、国民健康保険税の歳入確保と負担の公平化に努める。

(款) 総務費 (項) 国民健康保険団体連合会負担金 (目) 国民健康保険団体連合会負担金

《保険課》

国保団体連合会負担金事業【P 1 7 8】

保険給付の審査・支払事務等を行う兵庫県国民健康保険団体連合会の会員としての負担金を支払う。

(款) 総務費 (項) 運営協議会費 (目) 運営協議会費

《保険課》

国民健康保険運営協議会事業【P 1 7 8】

国民健康保険事業の円滑な運営を図るため協議会を開催する。

(款) 保険給付費 (項) 療養諸費 (目) 一般被保険者療養給付費

《保険課》

一般被保険者療養給付費事業【P 1 7 8】

被保険者の疾病、負傷に対しての診療を医療機関を通じた現物給付という形で行い、診療費を国保連合会を通じて医療機関へ支払う。

(款) 保険給付費 (項) 療養諸費 (目) 一般被保険者療養費

《保険課》

一般被保険者療養費事業【P 1 7 8】

コルセット等治療装具、旅行中の急病等緊急やむを得ない理由でマイナ保険証又は資格確認書を提示せずに診療を受けた場合などの費用を、被保険者の属する世帯の世帯主の申請により、給付割合に応じて現金給付する。

(款) 保険給付費 (項) 療養諸費 (目) 審査支払手数料

《保険課》

国保連合会審査支払手数料事業【P 1 7 8】

保険給付の審査・支払事務等を行う兵庫県国民健康保険団体連合会に対し、審査支払手数料を支払う。

(款) 保険給付費 (項) 高額療養費 (目) 一般被保険者高額療養費

《保険課》

一般被保険者高額療養費事業【P 1 7 8】

医療の高度化傾向に対応し、被保険者の一部負担の軽減を図る目的で実施する。

医療費の自己負担額が、自己負担限度額を超えた場合、超えた額を高額療養費として支給する。

(款) 保険給付費 (項) 高額療養費 (目) 一般被保険者高額介護合算療養費

《保険課》

一般被保険者高額介護合算療養費事業【P 1 8 0】

国民健康保険の世帯に介護保険受給者が存在する場合に、被保険者からの申請に基づき、高額療養費の算定対象世帯単位で、医療と介護の自己負担額を合算し、一定の自己負担限度額を超える額を支給する。

(款) 保険給付費 (項) 葬祭費 (目) 葬祭費

《保険課》

葬祭費支給事業【P 1 8 0】

被保険者が死亡したときに、その葬祭を行った者に対し、50,000円を支給する。

(款) 保険給付費 (項) 出産育児諸費 (目) 出産育児一時金

《保険課》

出産育児一時金事業【P 1 8 0】

被保険者が出産したときに、その被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として488,000円を支給する。

ただし、健康保険法施行令ただし書きの規定を勘案し、必要があると認めるときは、更に12,000円を加算する。

(款) 保険給付費 (項) 出産育児諸費 (目) 支払手数料

《保険課》

出産育児一時金事務事業【P180】

支払業務を委託している兵庫県国民健康保険団体連合会に対し、委託料（1件につき210円）を支払う。

(款) 保険給付費 (項) 移送費 (目) 一般被保険者移送費

《保険課》

一般被保険者移送費事業【P180】

医師の指示により、緊急やむを得ず重病人の入院や転院などの移送に費用がかかった時に、移送に要した費用を支給する。

(款) 保険給付費 (項) 結核医療諸費 (目) 結核医療附加金

《保険課》

結核医療附加金事業【P180】

被保険者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2に規定する医療を受け、当該医療に要する費用の一部を負担するときは、当該被保険者に対して当該医療に係る一部負担金相当額を支給する。

(款) 保健事業費 (項) 保健事業費 (目) 保健衛生普及費

《保険課》

保健衛生普及事業【P180】

国民健康保険法第82条に基づく保健事業として、医療費通知やジェネリック医薬品の普及啓発を行い国保医療費の適正化や国保財源の健全化を図る。

保健衛生啓発事業【P182】

国民健康保険法第82条に基づき、被保険者の健康の保持増進のための保健事業として、特定健診未受診者対策や、健康教室や相談、受療勧奨などの生活習慣病重症化予防を行い生活習慣病の1次予防に重点をおいた保健事業の充実を推進する。

がん検診普及啓発事業【P182】

被保険者の健康増進を図るため、がん検診をはじめとする健診全体の受診率向上を目的とし、40～64歳（年度末年齢）の被保険者にごがん検診の無料クーポン券を交付する。

特定健診受診勧奨事業【P182】

生活習慣病の予防のため実施している特定健診を受診する動機づけの一環として、特定健診を受診した方にクオカードを配布し毎年の継続受診に繋げる。

受診キャンペーンをすることで特定健診の周知につながり、被保険者に楽しみながら健診受診の習慣を付けてもらう。

また、医療費分析の結果からも健診受診者と未受診者の一人当たり医療費の差額は53,787円と大きく、受診率の向上は今後増加が見込まれる医療費の抑制効果も期待できる。

対象は特定健診受診者のうち以下のいずれかに該当する者

- ① 今年度40歳を迎える方
- ② 9月末までに健診を受けた方（R6までは8月末）

（款）保健事業費 （項）特定健康診査等事業費 （目）特定健康診査等事業費

《保険課》

特定健康診査・特定保健指導事業【P182】

医療制度改革により平成20年度から医療保険者に内臓脂肪症候群予防のための健診、保健指導が義務づけられたことにより、生活習慣病の予防を目標として、被保険者の特定健康診査・特定保健指導を実施する。

生涯を通じた住民の健康管理を推進し、住民の健康水準の向上を図り、国民健康保険の健全な運営を図ることとする。

（款）保健事業費 （項）人間ドック健康診査事業費 （目）人間ドック健康診査事業費

《保険課》

人間ドック健康診査事業【P182】

40歳以上74歳以下の被保険者を対象に、人間ドック及び脳ドック健康診査費用の一部を助成することで、生活習慣病の早期発見・早期治療を図り、健康の保持・増進を促進するとともに、医療費の適正化を図る。

（款）基金積立金 （項）基金積立金 （目）財政調整基金積立金

《保険課》

国保財政調整基金積立事業【P184】

国民健康保険事業の剰余金、基金の利息等を国民健康保険事業の財源に充てるため基金に積立てする。

（款）諸支出金 （項）諸支出金 （目）一般被保険者保険税還付金

《税務課》

一般被保険者保険税還付事業【P184】

一般被保険者における国民健康保険税において、償還金が生じた際に還付を行う。

（款）諸支出金 （項）諸支出金 （目）保険給付費等交付金償還金

《保険課》

保険給付費等交付金償還事業（保険課）【P184】

超過交付となった過年度分の交付金等を償還する。

（款）国民健康保険事業費納付金 （項）医療給付費分 （目）一般被保険者医療給付費分

《保険課》

一般被保険者医療給付費納付金事業【P184】

その年に県が必要と見込んだ保険給付費の県内総額から国の補助金等を除いたものを、所得水準等に応じて県内市町に割り当てた納付金を、県に対して支払う。

(款) 国民健康保険事業費納付金 (項) 後期高齢者支援金等分 (目) 一般被保険者後期
高齢者支援金等分

《保険課》

一般被保険者後期高齢者支援金等納付金事業【P184】

国に納付すべき後期高齢者支援金の県内総額から国の補助金等を除いたものを、所得水準等に応じて県内市町に割り当てた納付金を、県に対して支払う。

(款) 国民健康保険事業費納付金 (項) 介護納付金分 (目) 介護納付金分

《保険課》

介護納付金事業【P186】

国に納付すべき介護納付金の県内総額から国の補助金等を除いたものを、所得水準等に応じて県内市町に割り当てた納付金を、県に対して支払う。

財産区特別会計

《総務課》

財産区有財産の管理及び処分について、財産区住民の福祉を増進するとともに財産区運営の円滑化を図る。

- ・本荘村財産区
- ・古宮村財産区
- ・二子村財産区
- ・野添村財産区
- ・大中村財産区
- ・古田村財産区
- ・宮西村財産区

介護保険事業特別会計

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 一般管理費

《保険課》

介護保険管理事業【P 2 1 2】

介護保険事業を運営するために必要な総括的な事務を行う。

介護保険証更新事業【P 2 1 2】

要介護認定者の更新・区分変更認定に伴い被保険者証の作成及び交付事務を行う。

電算共同処理事業【P 2 1 2】

第三者行為等の故意又は過失が原因で発生した介護給付に係る求償事務を兵庫県国民健康保険団体連合会に業務委託する。

介護保険システム運営開発事業【P 2 1 2】

介護保険制度の経常的な事務である資格管理、給付管理・認定支援システム等の電算システムの保守や、制度改正時のシステム改修等を行う。

介護保険運営協議会運営事業【P 2 1 2】

介護保険事業の円滑な運営その他必要な事項を協議するため、運営協議会を開催する。

連合会事業【P 2 1 2】

保険給付の審査・支払事務を行う兵庫県国民健康保険団体連合会の会員としての負担金を支払う。

介護保険事業計画等改定事業【P 2 1 2】

介護保険法第117条の規定に基づき、3年を1期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（介護保険事業計画）を作成する。

令和7年度は計画策定に向けたアンケート調査を実施する。

地域包括支援センター運営協議会運営事業【P 2 1 2】

地域包括支援センターの中立・公正な事業運営を図るため協議会を開催する。

(款) 総務費 (項) 徴収費 (目) 賦課徴収費

《債権管理課》

介護保険料徴収事業【P 2 1 4】

介護保険料の収納、管理事務を行う。

未納者に対して催告状等を発送し、差押等滞納整理を執行し、介護保険料の歳入確保と負担の公平化に努める。

《保険課》

介護保険賦課徴収事業【P 2 1 4】

第1号被保険者の保険料を、特別徴収又は普通徴収の方法により賦課徴収を行う。

(款) 総務費 (項) 介護認定審査会費 (目) 認定調査等費

《保険課》

介護認定審査会運営事業【P 2 1 4】

要介護認定の審査判定を行う「播磨町介護認定審査会」の運営事務を行う。

認定調査事業【P 2 1 4】

要介護認定申請に対し認定審査会に資料提供するため、主治医に意見書の作成を依頼し、調査員による認定調査を行う。

また、遠隔地に居住する者並びに遠隔地の施設入所者に対しては、居宅介護支援事業者等に調査を委託する。

(款) 保険給付費 (項) 介護サービス等諸費 (目) 居宅介護サービス給付費

《保険課》

居宅介護サービス給付事業【P 2 1 4】

要介護認定を受けた被保険者が、知事が指定する事業者から当該指定に係る居宅サービスを受けたときは、当該指定居宅サービスに要した費用について、支給限度額に応じた居宅介護サービス費を給付する。

(款) 保険給付費 (項) 介護サービス等諸費 (目) 施設介護サービス給付費

《保険課》

施設介護サービス給付事業【P 2 1 4】

要介護被保険者が、次に掲げる施設サービスを受けたときは、当該指定施設サービス等に要した費用について施設サービス費を給付する。

(款) 保険給付費 (項) 介護サービス等諸費 (目) 居宅介護福祉用具購入費

《保険課》

居宅介護福祉用具購入費給付事業【P 2 1 6】

居宅要介護被保険者が、特定福祉用具販売に係る指定居宅サービス事業者から特定福祉用具を購入したときは、介護福祉用具購入費を給付する。

- ・支給基準限度額＝10万円

(款) 保険給付費 (項) 介護サービス等諸費 (目) 居宅介護住宅改修費

《保険課》

居宅介護住宅改修費給付事業【P 2 1 6】

居宅要介護被保険者が、手すりの取り付けその他の厚生労働大臣が定める種類の住宅改修

を行ったとき、居宅介護住宅改修費を給付する。

居宅介護住宅改修費支給限度基準額＝20万円

(款) 保険給付費 (項) 介護サービス等諸費 (目) 居宅介護サービス計画給付費

《保険課》

居宅介護サービス計画給付事業【P216】

要介護被保険者が、指定居宅介護支援事業者から居宅介護支援を受けたときは、当該費用について居宅介護サービス計画費を給付する。

(款) 保険給付費 (項) 介護サービス等諸費 (目) 地域密着型介護サービス給付費

《保険課》

地域密着型介護サービス給付事業【P216】

要介護認定を受けた被保険者が、播磨町が指定する事業者から当該指定に係る地域密着型サービスを受けたときは、当該指地域密着型サービスに要した費用について、地域密着型サービス費を給付する。

(款) 保険給付費 (項) 介護予防サービス等諸費 (目) 介護予防サービス給付費

《保険課》

介護予防サービス給付事業【P216】

要支援認定を受けた被保険者が、知事が指定する事業者から当該指定に係る介護予防サービスを受けたときは、当該介護予防サービスに要した費用について介護予防サービス費を給付する。

(款) 保険給付費 (項) 介護予防サービス等諸費 (目) 介護予防福祉用具購入費

《保険課》

介護予防福祉用具購入費給付事業【P216】

居宅要支援被保険者が、特定介護予防福祉用具販売に係る指定介護予防サービス事業者から特定介護予防福祉用具を購入したときは、介護予防福祉用具購入費を給付する。

(款) 保険給付費 (項) 介護予防サービス等諸費 (目) 介護予防住宅改修費

《保険課》

介護予防住宅改修費給付事業【P216】

居宅要支援被保険者が、手すりの取り付けその他の厚生労働大臣が定める種類の住宅改修を行ったとき、居宅介護予防住宅改修費を給付する。

・介護予防住宅改修費支給限度基準額＝20万円

(款) 保険給付費 (項) 介護予防サービス等諸費 (目) 介護予防サービス計画給付費

《保険課》

介護予防サービス計画給付事業【P 2 1 6】

要支援被保険者が、町長が指定する指定介護予防支援事業者から介護予防支援を受けたときは、当該費用について介護予防サービス計画費を給付する。

(款) 保険給付費 (項) 介護予防サービス等諸費 (目) 地域密着型介護予防サービス給付費

《保険課》

地域密着型介護予防サービス給付事業【P 2 1 8】

居宅要支援被保険者が、播磨町が指定する事業者から当該指定に係る地域密着型介護予防サービスを受けたときは、当該指地域密着型介護予防サービスに要した費用について、地域密着型介護予防サービス費を給付する。

(款) 保険給付費 (項) その他諸費 (目) 審査支払手数料

《保険課》

審査支払手数料事業【P 2 1 8】

兵庫県国民健康保険団体連合会で行う各種介護サービス費の請求に関する審査支払事務に係る手数料を支払う。

(款) 保険給付費 (項) 高額介護サービス等費 (目) 高額介護サービス費

《保険課》

高額介護サービス費給付事業【P 2 1 8】

要介護被保険者が1か月に受けた居宅サービス、地域密着型サービス又は施設サービスに要した費用の合計額から、当該費用につき支給された居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費の合計額を控除して得た額が著しく高額（自己負担の上限額を超える場合）であるときは、当該要介護被保険者に対し、高額介護サービス費を支給する。

(款) 保険給付費 (項) 高額介護サービス等費 (目) 高額介護予防サービス費

《保険課》

高額介護予防サービス費給付事業【P 2 1 8】

要支援被保険者が1か月に受けた介護予防サービス、地域密着型介護予防サービスに要した費用の合計額から、当該費用につき支給された介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費の合計額を控除して得た額が著しく高額（自己負担の上限額を超える場合）であるときは、当該要支援被保険者に対し、高額介護予防サービス費を支給する。

〔款〕 保険給付費 〔項〕 特定入所者介護サービス等費 〔目〕 特定入所者介護サービス費

〈保険課〉

特定入所者介護サービス費給付事業【P218】

低所得者の要介護被保険者が施設入所や短期入所の際に、食事の提供に要した費用及び居住又は滞在に要した費用について、「食費の負担限度額」及び「居住費の限度額」との差額を給付する。

〔款〕 保険給付費 〔項〕 特定入所者介護サービス等費 〔目〕 特定入所者介護予防サービ

ス費

〈保険課〉

特定入所者介護予防サービス費給付事業【P218】

要支援被保険者のうち所得の状況に応じ、次に掲げる特定介護予防サービスを受けたときは、当該要支援被保険者に対し、食事の提供に要した費用及びは滞在に要した費用について、「食費の負担限度額」及び「居住費の限度額」との差額を給付する。

〔款〕 保険給付費 〔項〕 高額医療合算介護サービス等費 〔目〕 高額医療合算介護サービ

ス費

〈保険課〉

高額医療合算介護サービス費給付事業【P218】

同じ医療保険の世帯内で、医療と介護の両方を合わせた自己負担が高額になった場合、高額療養費と高額介護サービス費を適用した後の年間の自己負担額を合算し、定められた負担額の年間上限を超えた額を給付する。

〔款〕 保険給付費 〔項〕 高額医療合算介護サービス等費 〔目〕 高額医療合算介護予防サ

ービス費

〈保険課〉

高額医療合算介護予防サービス費給付事業【P220】

同じ医療保険の世帯内で、医療と介護の両方を合わせた自己負担が高額になった場合、高額療養費と高額介護予防サービス費を適用した後の年間の自己負担額を合算し、定められた負担額の年間上限を超えた額を給付する。

〔款〕 地域支援事業費 〔項〕 一般介護予防事業費 〔目〕 一般介護予防事業費

〈保険課〉

地域介護予防活動支援事業【P220】

要支援者・サービス事業対象者を含む一般高齢者に対し、播磨町社会福祉協議会に運営を委託し、週1回、5会場で介護予防通所事業を実施する。

介護予防に資する体操や運動、専門職による定期的な健康講座等を行い、地域の高齢者が主体的に参加できる交流の場を提供するとともに、将来的に住民ボランティア主体の集いの場となるように、運営の担い手となるボランティアの育成支援を行う。

また、高齢者が地域に関わり、役割を持ちながら介護予防・健康づくりを進めていく取り組みを推進するため、介護予防や地域の担い手としての活動を行った者に対し、ボランティアポイントを付与する。

ボランティアポイント制度を導入することにより、地域の助け合い活動の活性化や社会参加を通じた高齢者自身の介護予防の取り組みを支援する。

介護予防普及啓発事業（保険課）【P220】

介護予防に関する活動の普及・啓発や地域における介護予防に資する活動の育成・支援を行なう。

内容として

- ①基本的な知識を普及啓発するためのパンフレット等の作成及び配布。
- ②講演会の開催や講師の派遣。
- ③運動教室等の介護予防教室の開催。

(款) 地域支援事業費	(項) 包括的支援事業・任意事業費	(目) 包括的支援事業費
-------------	-------------------	--------------

《保険課》

地域包括支援センター運営事業【P220】

在宅の要介護高齢者又は要介護となるおそれのある高齢者が、住み慣れた地域で、尊厳のあるその人らしい生活を継続することができるよう、心身の健康維持、保健・福祉・医療向上、生活の安定のために必要な援助及び支援を包括的に行う中核機関として設置する地域包括支援センターの運営及び業務を委託する。

認知症総合支援事業【P220】

高齢化社会を迎えるにあたり「認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる共生社会」の実現を目指し、認知症施策推進大綱に基づいて、普及啓発、予防・早期発見・早期受診、本人・家族支援、地域づくりを推進する。

地域ケア会議推進事業【P220】

地域包括支援センターで実施される個別ケア会議により把握した課題を検討し、地域課題を抽出し政策提言に繋げるため、有識者との検討会議を実施する。

また、地域包括ケアシステムの推進のため、介護支援専門員の資質向上に向けたケアマネジメント支援として、リハビリ職を交えた自立支援型ケア会議を定期的実施する。

生活支援体制整備事業【P220】

地域における生活支援等サービスの提供体制の整備に向けた取り組みを推進するため生活支援コーディネーターを配置する。

町民活動への理解と公平中立な視点を持ちつつ地域のコーディネート機能を担えることや、これまでの地域福祉の実績から町社会福祉協議会に委託する。

在宅医療・介護連携推進事業【P220】

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、多職種協働による包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供をめざし、地域の関係機関の連携体制の構築を推進する。

認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業【P222】

認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組みを整備する。

(款) 地域支援事業費	(項) 包括的支援事業・任意事業費	(目) 任意事業費
-------------	-------------------	-----------

《保険課》

家族介護支援事業【P222】

高齢者を介護する家族の負担軽減を図るため、家族に、介護用品（紙おむつ、尿取りパッド等）や家族介護慰労金を支給する。

また、認知症等により外出に不安がある方の、迅速な身元確認と早期発見ができる体制を構築する。

介護給付費適正化事業【P222】

介護が必要となった高齢者が適正に要介護・要支援認定を受けること、また、受給者が真に必要なとするサービスを事業者がルールに従って適正に提供することを促すため、介護給付適正化に向けた各種事業を行う。

住宅改修理由書作成支援事業【P222】

居宅介護（介護予防）支援の提供を受けていない人に対し、住宅改修費の支給の申請に係る必要な理由書を作成する事業。

認知症サポーター等養成事業【P222】

企画・立案を行うキャラバン・メイトとともに、地域や職域において認知症を理解し、認知症の人と家族を支える認知症サポーターを養成するための講座を実施する。

また、認知症サポーター養成講座修了者の知識・理解を深めるためのステップアップ講座等を実施し、実際の支援活動に繋げることを目指す。

緊急通報システム管理運営事業【P222】

ひとり暮らし高齢者等の急病や事故など万一のときに、近隣の方の協力により速やかに援助が受けられるよう「あんしんボタン」（緊急通報装置家庭用端末器）を貸与し、高齢者等の日常生活の安全の確保と不安解消を図る。

認知症高齢者見守りサービス事業【P222】

認知症により行方不明になる恐れのある高齢者の安全を確保するとともに、その家族等の不安を軽減するため、見守りカメラと一緒に設置する BLE タグ検知器で検知可能となる BLE タグ（見守りタグ）の利用費用を助成する。

《健康福祉課》

成年後見制度利用支援事業【P222】

自己の責任のもとに選択・決定をする判断能力が不十分な者を支援する「成年後見制度」について、本人擁護のために制度利用が必要であるにもかかわらず、申立てを行う者がいない場合や、申立てをする費用の負担及び後見人の報酬について補助を受けなければ制度の利用が困難な者を支援する。

(款) 地域支援事業費	(項) 介護予防・生活支援サービス事業費	(目) 介護予防・生活支援サービス事業費
-------------	----------------------	----------------------

《保険課》

介護予防・生活支援サービス事業【P222】

介護予防・日常生活支援総合事業を平成29年度より開始する。

要支援者及び事業対象者が受けた訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス等の費用を支払う。

高額介護予防サービス費相当事業【P224】

要支援者及び事業対象者の介護予防・生活支援サービス事業利用に係る自己負担額と他の家族との合計額が一定額を超えた場合、超えた額を償還払いで支給する。

給付基準額は、高額介護予防サービス費に準ずる。

介護予防サービスを併用利用している場合は高額介護予防サービス費より支給する。

高額医療合算介護予防サービス費相当事業【P224】

同じ医療保険の世帯内で、医療と総合事業の両方を合わせた自己負担が高額になった場合、高額療養費と高額介護予防サービス費相当事業を適用した後の年間の自己負担額を合算し、定められた負担額の年間上限を超えた額を給付する。

給付基準額は、高額医療合算介護予防サービス費に準ずる。

介護予防サービスを併用利用している場合は高額医療合算介護予防サービス費より支給する。

(款) 地域支援事業費 (項) 介護予防・生活支援サービス事業費 (目) 介護予防ケアマネジメント事業費

《保険課》

介護予防ケアマネジメント事業【P233】

要支援者及び事業対象者が地域包括支援センターのケアプランの作成等のサービスを受けた場合、国保連合会を通じて地域包括支援センターに費用の全額を支払う。

介護予防サービス計画費と同じく、あらかじめ町に届け出ることによって、地域包括支援センターに直接支払われる現物給付となる。

(款) 地域支援事業費 (項) その他諸費 (目) 審査支払手数料

《保険課》

審査支払手数料事業（総合事業）【P233】

兵庫県国民健康保険団体連合会で行う各種サービス費の請求に関する審査支払事務に係る手数料を支払う。

(款) 基金積立金 (項) 基金積立金 (目) 介護給付費準備基金積立金

《保険課》

介護給付費準備基金積立事業【P233】

介護保険の介護給付費の財源に充てるため、設置された介護保険給付費準備基金へ積み立てを行う。

介護保険給付費準備基金条例第2条による介護保険事業特別会計歳入歳出予算に定める金額を積立する。

(款) 諸支出金 (項) 償還金及び還付加算金 (目) 保険料還付金及び還付加算金

《保険課》

被保険者還付事業【P233】

第1号被保険者から徴収した保険料の過年度分の超過納付分を還付する。

後期高齢者医療事業特別会計

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 一般管理費

《保険課》

後期高齢者医療管理事業【P 2 2 3】

後期高齢者医療保険事業の円滑な運営を図るため必要な総括的な事務を行う。

(款) 総務費 (項) 徴収費 (目) 徴収費

《保険課》

保険料収納事業(保険課)【P 2 2 3】

被保険者の保険料を、特別徴収又は普通徴収の方法により賦課徴収を行う。

(款) 後期高齢者医療広域連合納付金 (項) 後期高齢者医療広域連合納付金 (目) 後期

高齢者医療広域連合納付金

《保険課》

保険料等納付金事業【P 2 2 3】

被保険者から徴収した保険料、町負担分の保険料基盤安定負担金を兵庫県後期高齢者医療広域連合へ支払う。

(款) 諸支出金 (項) 償還金及び還付加算金 (目) 保険料還付金及び還付加算金

《保険課》

被保険者還付事業【P 2 2 3】

被保険者から徴収した保険料の過年度分の超過納付分を還付する。



いいところいっぱい！ 笑顔いっぱい！
みんなで作る ふるさと はりま